

令和3年第3回

太子町議会定例会会議録

開会 令和3年9月1日

閉会 令和3年9月22日

太子町議会

令和3年 第3回太子町議会定例会会議録目次

第1日（9月1日）

開会宣告	10
会議録署名議員の指名	10
会期決定の件	10
報告第6号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の件（町長提出議案）	11
報告第7号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件（町長提出議案）	13
認定第1号 令和2年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	14
認定第2号 令和2年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	14
認定第3号 令和2年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	14
認定第4号 令和2年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	14
認定第5号 令和2年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	14
認定第6号 令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	14
認定第7号 令和2年度太子町下水道事業会計決算の認定について（町長提出議案）	14
議案第26号 太子町税条例等中改正の件（町長提出議案）	17
議案第27号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第7号）（町長提出議案）	18
議案第28号 令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（町長提出議案）	18
議案第29号 令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）（町	

	長提出議案) ……………	18
議案第30号	太子町監査委員の選任について同意を求める件 (町長提出議案) ……………	20
議案第31号	太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件 (町長提出議案) ……………	21
議案第32号	春日財産区管理委員の選任について同意を求める件 (町長提出議案) ……………	22
請願第2号	「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋立に使用しないよう求める意見書」の提出を求める請願……………	23
諸般の報告	(監査、南河内環境事業組合議会、大阪府後期高齢者医療広域連合議会、大阪広域水道企業団議会、全国町村議会議長会) ……	24
散 会	……………	27

第2日 (9月17日)

開 議	……………	31
一般質問	……………	31
散 会	……………	78

第3日 (9月22日)

開 議	……………	81
認定第1号	令和2年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について (決算常任委員長報告) ……………	81
認定第2号	令和2年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (福祉文教常任委員長報告) ……………	81
認定第3号	令和2年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について (総務まちづくり常任委員長報告) ……………	81
認定第4号	令和2年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について (総務まちづくり常任委員長報告) ……………	81
認定第5号	令和2年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (福祉文教常任委員長報告) ……………	81

認定第6号	令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について（福祉文教常任委員長報告）……………	81
認定第7号	令和2年度太子町下水道事業会計決算の認定について（総務 まちづくり常任委員長報告）……………	81
議案第26号	太子町税条例等中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）…	81
議案第27号	令和3年度太子町一般会計補正予算（第7号）（予算常任委 員長報告）……………	81
議案第28号	令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） （福祉文教常任委員長報告）……………	81
議案第29号	令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）（福 祉文教常任委員長報告）……………	81
請願第2号	「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋立に使用し ないよう求める意見書」の提出を求める請願（福祉文教常任 委員長報告）……………	81
意見書案第2号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を 求める意見書……………	101
閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員長・広報特別委員長・ 生涯学習施設建設調査特別委員長・ 観光拠点整備特別委員長）……………		103
閉 会……………		103

【第 1 日】

令和3年 第3回太子町議会定例会会議録

令和3年9月1日（水） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	斧田秀明君	6番	辻本馨君
2番	建石良明君	7番	中村直幸君
3番	西田いく子君	8番	森田忠彦君
4番	藤井千代美君	9番	山田強君
5番	辻本博之君	10番	村井浩二君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	木村厚江君
副町長	藤原幹君	住民人権課長	高上秀明君
教育長	勝良憲治君	地域整備課長	堀内孝茂君
政策総務部長	小角孝彦君	観光産業課長	西本武史君
まちづくり推進部長	村上正規君	環境農林課長	木下明紀君
健康福祉部長	子安逸二君	子育て支援課長	小路展裕君
教育次長	池田貴則君	福祉介護課長	武部勝浩君
秘書政策課長	東條信也君	いきいき健康課長	松井靖君
総務財政課長	辻本知也君	保険医療課長	松岡健一君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	教育総務課長 兼学校給食C所長	正野正君
自治防災課長	辻中一嘉君	生涯学習課長	鳥取勝憲君

◎議会事務局

事務局長	上田周治	書記	植木友也
------	------	----	------

◎議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 報告第6号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第4 報告第7号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件（町長提出議案）
- 日程第5 認定第1号 令和2年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）
- 日程第6 認定第2号 令和2年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）
- 日程第7 認定第3号 令和2年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）
- 日程第8 認定第4号 令和2年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）
- 日程第9 認定第5号 令和2年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）
- 日程第10 認定第6号 令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）
- 日程第11 認定第7号 令和2年度太子町下水道事業会計決算の認定について（町長提出議案）
- 日程第12 議案第26号 太子町税条例等中改正の件（町長提出議案）
- 日程第13 議案第27号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第7号）（町長提出議案）
- 日程第14 議案第28号 令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（町長提出議案）
- 日程第15 議案第29号 令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）（町長提出議案）
- 日程第16 議案第30号 太子町監査委員の選任について同意を求める件（町長提出議案）

- 日程第17 議案第31号 太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を
求める件（町長提出議案）
- 日程第18 議案第32号 春日財産区管理委員の選任について同意を求める件（町長
提出議案）
- 日程第19 請願第2号 「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋立に使用
しないよう求める意見書」の提出を求める請願
- 日程第20 諸般の報告（監査、南河内環境事業組合議会、大阪府後期高齢者医療広域
連合議会、大阪広域水道企業団議会、全国町村議会議長会）

○議長（村井浩二君） 皆さん、おはようございます。

本日、第3回定例会が招集されました。皆様におかれましては、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

まず、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、お亡くなりになりました方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますと共に、感染された方々の一日でも早い快復をお祈りいたします。

なお、感染予防対策として、6月定例会に引き続き、理事者側の出席人数を必要最小限にするほか、議員、職員並びに傍聴者におきましては、マスクの着用を必須としておりますので、ご理解、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たり、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに議員各位のご参集の下、令和3年第3回太子町議会定例会が開催され、議員の皆様には何かとお忙しいところご出席を賜り、誠にありがとうございます。又、平素より議員をはじめ、住民の皆様には、町政の運営にご理解とご協力をいただいておりますこと、厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、8月以降、全国で過去最多となる2万人を超える新規感染者が確認されるなど、これまでに経験のない急速な感染拡大となり、大きな社会不安が広がっている状況でございます。

このような状況の中、本町における新型コロナウイルスワクチン接種の進捗については、65歳以上の高齢者向けの接種は8月末で9割以上の方の2回目の接種が完了する見込みであるほか、7月以降は万葉ホールにおける集団接種を全職員体制により実施し、ワクチン接種が着実に進むよう町を挙げて対応をまいりました。今後も希望する全ての皆様が接種を受けられるよう、国から必要となるワクチンを確保するなど、ワクチン接種業務に力を尽くすと共に、感染症防止対策をはじめ、生活支援、事業者支援等の必要な取組を引き続き進めてまいります。

さて、近年、世界各地では異常気象が発生し、国内においても猛暑や豪雨による自然災害が頻発するなど、地球温暖化が一因とみられる気候変動の影響が顕著化しております。2015年のパリ協定以降、二酸化炭素の実質排出ゼロへの取組の必要性が世界的に叫ばれる中、昨年10月の菅内閣総理大臣の所信表明演説において、2050年まで

にカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。

本町では、これまでも豊かな自然を守り、育んでいくため、平成30年4月に太子町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、温室効果ガスの排出削減に向けた様々な取組を推進してまいりましたが、今後もその取組を継続すると共に、2050年までに本町の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すため、7月20日に太子町ゼロカーボンシティ宣言を行ったところでございます。

今後もSDGs及び脱炭素に向けた広範な活動を進めると共に、環境と調和した持続可能な社会の実現のため、住民の皆様をはじめ、民間企業や他の地方公共団体等の様々なステークホルダーと連携した積極的な取組を進めてまいり所存でございますので、議員の皆様におかれましては、ご協力、ご支援をよろしくお願いを申し上げます。

では、今議会に提出いたします案件についてでございますが、報告といたしまして、令和3年度太子町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の件ほか1件、決算認定としまして、令和2年度太子町一般会計歳入歳出決算認定についてほか6件、条例案としまして、太子町税条例等中改正の件の1件、予算案としまして、令和3年度太子町一般会計補正予算（第7号）ほか2件、又、人事案としまして、太子町監査委員の選任について同意を求める件ほか2件、以上合わせまして16件のご審議をお願いいたします。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、令和2年度一般会計決算の状況でございますが、歳入では、町税などが減額となりましたが、特別定額給付金給付事務事業費補助金など国庫支出金が大幅な増額となったことから、全体として対前年度比34.2%の増加となりました。

一方、歳出では、人件費や扶助費などの義務的経費や生涯学習施設等整備事業などの投資的経費や特別定額給付金による補助費等の大幅な増額により、全体としては対前年度比34.2%の増加となりました。

なお、経常収支比率につきましては、前年度から4.4ポイント改善し、99.3%となり、実質収支についても引き続き黒字決算となりましたが、財源補填として財政調整基金から大幅な取崩しを行っており、実質単年度収支は赤字となっております。

以上のことから、厳しい財政状況を前提として、引き続き事業評価制度により、役割を終えた事業や効果の薄い事業などを廃止、縮小するなど、限られた財源を有効活用することにより、持続可能で安定した町政運営の確立に努めてまいりますので、議員皆様の更なるご協力、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、令和2年度の主な施策について、お手元に配布しております令和2年度主要施策報告書によりご報告申し上げますが、まず初めに、新型コロナウイルス感染症に係る主要な取組についてご報告をさせていただいた後、第5次総合計画における柱に沿ってご報告申し上げます。

それでは、まず、新型コロナウイルス感染症への対策についてでございます。

新型コロナウイルス感染症への対策は、住民の生命と生活を守る上で極めて重要な課題であるとの認識の下、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、この難局を乗り越えることができるよう最優先事項として取組を進め、国の緊急経済対策として実施された特別定額給付金につきましては、いち早く必要な支援を住民に届けるため、申請書の発送業務などについて全庁を挙げて対応に当たりました。

併せて、国及び大阪府の施策の隙間となる事業を新型コロナウイルス感染症に係る太子町支援パッケージとして、様々な町独自の事業を行いました。

初めに、新型コロナの感染拡大の防止として、各公共施設における消毒液、空気清浄機、検温器やアクリル板の設置、太子町オリジナルマスクの配布、自宅療養等応援パックの支給、避難所における室内型避難所用テント及び簡易ベッドの配置等を行いました。又、コロナ禍における健康づくりを支援するため、おおさか健活マイレージ、アスマイル専用歩数計の購入費用の全額助成を行いました。

次に、生活支援として、一般水道基本料金の全額免除、家庭用一般ごみシールの貼付の不要化、公共施設使用料助成金及び太子町版生活支援特別給付金の支給を行いました。

次に、子育て世帯への支援として、太子町版特別給付金として、国給付金の基準日の翌日以降に生まれた新生児を対象に町独自に支給したほか、新小中学校1年生に就学する子どものいる世帯に対する入学応援緊急給付金、町立学校園の給食費の無償化などを行いました。更に、教育支援として、在宅での学習や体力の維持などの活動を応援するため、高校生等在宅学習応援事業としてクオカードの支給を実施したほか、学費に困窮する大学生等に学業継続支援給付金の支給を行いました。

次に、高齢者等の生活支援として、65歳以上等のインフルエンザ予防接種費用の自己負担分の無料化を行ったほか、生活支援、移動支援に関する相談窓口を設置しました。

更に、新型コロナウイルス感染症による経営に影響を受けた事業者の支援として、太子町版持続化給付金、太子町事業者支援激励金を支給すると共に、事業者相談窓口を設

置いたしました。

更に、感染リスクのある中、感染症対策を講じながら継続して教育、保育業務に従事する町内の認定こども園及び保育所の職員に対し、保育所等従事者応援特別給付金を支給いたしました。又、ポストコロナを見据え、多言語対応の観光案内板等を設置いたしました。

最後に、新型コロナウイルスに係る必要な行政情報をより分かりやすく広報するため、ホームページのリニューアル及びチャットボットを導入し、情報発信の強化を行ったほか、テレワークやウェブ会議に対応するため、役場庁舎内のLAN整備や光回線への切替え等を行い、インターネット環境を整えました。

以上、新型コロナウイルス感染症に対する主な成果についてご報告させていただきました。

次に、第5次総合計画における柱に沿ってご報告申し上げます。

こころ健やかで、元気に暮らせるまちづくりについてでございます。

子育て環境の向上といたしましては、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援により安心して子どもを産み育てる環境づくりを進める中で、子育て世代の負担軽減を図るため、子ども医療費助成の対象を18歳となる年度末まで拡大いたしました。又、保護者の仕事と子育ての両立を支援すると共に、子どもたちが安全・安心して過ごせる環境づくりのため、磯長放課後児童会の磯長小学校の空き教室への移転工事を行いました。更に、妊娠、出産、産後の過程において悩みや不安、問題を抱える妊産婦に対して、産前産後支援ヘルパーを派遣する産前産後サポート事業を実施し、育児負担の軽減や産後鬱の予防、新生児への虐待防止を図るなど、子育て家庭の支援を行いました。

次に、地域福祉の充実につきましては、高齢者の生活支援として、介護や家事身辺援助等の重要な役割を担う地域支え合い型移動サービスを実施する団体に対し、外出支援事業として公用車の貸出しを行いました。又、地域福祉の視点から包括的な支援体制が求められる中、地域福祉活動の支援に係る連携協定を締結している社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体として、第3次太子町地域福祉計画を策定いたしました。

更に、障がいのある人を取り巻く状況の変化や国の新たな動きを踏まえ、第6期太子町障がい福祉計画、第2期太子町障がい児福祉計画を策定しました。

次に、支え合い、安心して暮らせるまちづくりについてでございます。

まちの安全性、快適性の向上につきましては、町が管理する道路において、陥没によ

る事故を防ぎ、安心・安全かつ円滑な通行を確保することを目的として、道路の地下の空洞の有無を調査し、生活基盤となる道路の適正な管理を行いました。

又、近年、全国で多発している豪雨や地震などによる自然災害に備えるため、平成30年度に策定した普通河川個別施設計画に基づき、太井川、浦ン川及び唐川の河川構造物の改修を引き続き行いました。

又、消火活動と共に自然災害発生時において、よりその重要性を増している消防団活動の強化を図るため、消防団員の装備品等の充実を引き続き行いました。

次に、地域公共交通につきましては、平成30年度策定の地域公共交通網形成計画に基づき策定しました地域公共交通運行計画により、令和2年6月より太子町コミュニティバスの実証運行を行い、併せて住民主体の外出支援事業である地域支え合い型移動サービス支援及び公用車貸出事業、地域公共交通の再編に伴う総合福祉センター及び地域の交流サロン等への移動手段を確保するなど、総合的な取組を進めました。

更に、バス利用者の利便向上のため、役場庁舎、緑の回廊をバス待合所として改修いたしました。

公共交通の在り方につきましては、現在、実証運行を行っているところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う移動の自粛等の影響も考慮しながら、引き続き地域に即した持続可能な地域公共交通の実現に向け検証を行ってまいります。

更に、町内に存する空き家等を有効活用することにより、本町への移住、定住促進及び地域の活性化を図るため、令和3年1月に太子町空き家バンク制度を創設しました。

続いて、活力と魅力にあふれる、個性豊かなまちづくりについてでございます。

まちの魅力を生かした交流の推進につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、イベントの中止など大きな影響を受けましたが、聖徳太子没後1400年を迎える令和3年に向けて、聖徳太子没後1400年記念実行委員会を中心に、住民をはじめ、観光・まちづくり協会など、地域の多様な主体との連携、協働により、聖徳太子と日本遺産のまち太子町として、観光振興と地域の活性化を推進し、連続歴史講座の開催、たいし郷土カルタの作成、多言語観光看板の設置など、聖徳太子没後1400年の機運醸成や知名度アップ、来訪者数の増加を目指した取組を行いました。

次に、豊かな自然・歴史とともに育つ、誇りあるまちづくりについてでございます。

生涯にわたり学べる環境づくりにつきましては、町立総合スポーツ公園の老朽化対策として、総合スポーツ公園屋外トイレと歴史資料館のエアコンの改修を行いました。更

に、生涯学習施設の整備につきましては、充実した生涯学習の場を住民に提供できる複合施設を目指し、建築工事に着手いたしました。

地域と共に育む学校教育の充実につきましては、創造性を育む教育、ICT環境の実現に向けて、児童生徒1人1端末と高速大容量の通信ネットワーク環境を整備いたしました。

更に、学校教育施設の老朽化対策を継続的、計画的に進める中で、磯長小学校のトイレ改修工事を行い、洋式化や手洗いの自動化など衛生環境の改善を進めました。

又、給食センターでは、安心して安定的な学校給食の供給のため、ボイラーや貯湯タンク本体等の更新工事を行いました。

地域への愛着心の醸成につきましては、地域に住むことの誇りにつながる歴史文化的資源の保存や活用等、地域振興、観光振興の拠点としての積極的な利用促進のため、国指定史跡二子塚古墳の保存整備に関する発掘調査等、整備工事の基本設計を行いました。

次に、人と人が互いに尊重し、受け入れるまちづくりにつきましては、全ての住民がお互いの人権を尊重し合い、多様な人々が共生する和のまちたいしを基本理念として、第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランを策定いたしました。

最後に、みんなで歩む協働のまちづくりについてでございます。

社会変動への対応も踏まえながら、持続的な本町の維持発展を図るため、令和3年度から令和7年度を計画年次とする第5次太子町総合計画後期基本計画及び太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

又、住民との協働の推進につきましては、住民の皆様は、より分かりやすく町の行政情報を提供するため、ホームページのリニューアル及びチャットボットを導入したほか、公民連携によるインターネット動画、太子TVの配信スタートなど、情報発信の強化を行いました。

次に、効率的、効果的な行政運営につきましては、財政負担を軽減、平準化すると共に、公共施設等の適切な維持管理や最適な配置の実現を目的として、公共施設等総合管理計画に基づき、個別計画を策定しました。

以上、令和2年度の主要な施策の成果についてご報告させていただきました。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、いまだ出口が見えない厳しい状況が続いておりますが、一方で、テレワークやオンラインでの会議や講演など、新しいコミュニケーションやコラボレーションのツールやシステムが進展し、1年で10年と言われるほどの

スピードでデジタル化や技術革新が進み、新しい生活様式や従来にないビジネス、これまで気づかなかった新しい価値観が登場し、当たり前だと思われてきた常識が激変するなど、我々を取り巻く社会情勢は急激に変化し、それに合わせて住民ニーズも多様化、複雑化しております。

このコロナ禍を契機とした社会変化に柔軟かつ迅速に対応すると共に、3月の施政方針で申しあげました施策をしっかりと進めるためにも、これまで以上に多様な主体との連携協働を図りながら、第5次総合計画における基本理念である人と自然と歴史が交流し未来へつなぐ和のまちたいしの実現に向け取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましては、改めてご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

最後となりますが、議員の皆様には、本定例会に提案しております議案につきまして、何とぞよろしくご審議いただき、ご議決並びにご認定、又、ご同意賜りますようお願いを申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

(開会 午前 9時30分)

○議長(村井浩二君) 本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

これより令和3年第3回太子町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

○議長(村井浩二君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、斧田議員、2番、建石議員を指名いたします。

○議長(村井浩二君) 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

今回の定例会につきましては、8月25日に開催されました議会運営委員会において、ご検討いただいた結果、会期は本日9月1日から22日までの22日間でご協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(村井浩二君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日より9月22日までの22日間と決定いたしました。

なお、定例会の運営予定ですが、お手元に配布していますとおり、本日は、提出されました全ての議案を上程し、質疑の後、それぞれの常任委員会へ付託させていただきたいと思っております。

ただし、日程第4、報告第7号につきましては、報告を行っていただき、日程第3、報告第6号及び日程第16、議案第30号から日程第18、議案第32号につきましては、本日、全員審議でお願いいたします。

次に、委員会の日程ですが、2日、3日に決算常任委員会を、7日に総務まちづくり常任委員会を、8日に福祉文教常任委員会を、10日に予算常任委員会をそれぞれ開催いたします。なお、審議が残りましたら、13日、14日の予備日を充てていただきたいと思います。又、追加議案等がございましたら、15日に議会運営委員会と議員全員協議会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

17日に一般質問で本会議を再開させていただきますが、この一般質問の通告締切りにつきましては、7日の正午とさせていただきます。

22日に最終本会議を開催させていただきます。それぞれの付託案件について委員長報告を受け、議決を賜る予定でございます。

なお、3日の決算常任委員会におきましては、午後1時30分に、大地震の発生を想定した大阪880万人訓練が実施されます。委員会開催中ですが、ご出席の皆さんは、訓練放送が流れましたら、訓練の趣旨に基づき、各自で実際に地震が発生したと想定していただき、安全な行動が取れるか、ご確認をしていただきますようよろしくお願いいたします。

次に、諸般の報告ですが、本日は監査の報告、南河内環境事業組合議会の報告、大阪府後期高齢者医療広域連合議会の報告、大阪広域水道企業団議会の報告、全国町村議会議長会の報告の5件を予定しております。

なお、本会議の再開通知は省略させていただきますので、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

又、本定例会までに受理されました陳情・要望書等につきましては、この後、全員協議会にて取扱いを決めていただき、措置したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村井浩二君） 日程第3、報告第6号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第

6号)の専決処分の件、これを議題といたします。

本件について、報告を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長(小角孝彦君) 報告第6号、令和3年度太子町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の件について、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種の万葉ホール実施に伴う所要の経費の予算措置を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1頁をお開き願います。

本補正予算は、既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ975万円を追加し、総額を58億8千796万7千円とするものでございます。

8頁、9頁をお開き願います。

歳出についてご説明申し上げます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康管理費、補正額975万円。事業別区分10、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業975万円の12節委託料975万円は、ワクチン接種に係る委託料でございます。

続きまして、歳入でございます。

6頁、7頁に戻っていただきまして、15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金、補正額975万円は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金975万円でございます。

本補正予算は、早急な対応が必要であることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年8月3日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、本議会にご報告申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(村井浩二君) ただいま、報告がありました。

お諮りいたします。

報告第6号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(村井浩二君) ご異議なしと認めます。よって、報告第6号は委員会付託を省略

いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

報告第6号を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、報告第6号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の件は、報告のとおり承認されました。

○議長（村井浩二君） 日程第4、報告第7号、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件、これを議題といたします。

本件について、報告を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 報告第7号、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件について、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率を、又、同法第22条第1項の規定により、資金不足比率をそれぞれご報告させていただくものでございます。

まず、一般会計を対象とした実質赤字比率並びに財産区特別会計を除く全会計を対象とした連結実質赤字比率につきましては、前年度と同様、各会計の収支において赤字が発生していないことから、横バー表記とさせていただいております。

次に、実質公債費比率につきましては、公債費が減少したことにより、前年度より0.9ポイント減少の6.2%となっております。

将来負担比率につきましては、財政調整基金の取崩しなどの影響によって前年度より

21.4ポイント増加しましたが、マイナス28.5%となることから、指標値が算定されないため、横バー表記とさせていただきます。

資金不足比率につきましては、下水道事業会計において資金不足が発生していないことから、横バー表記とさせていただきます。

参考としまして、それぞれの指標値の下に括弧書きにて本町に適用される基準値を記載しておりますので、ご参照ください。

なお、本報告につきましては、次頁に意見書として監査委員の意見を付しておりますので、併せてご参照をお願いいたします。

以上、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長（村井浩二君） ただいま、報告がありました。

以上で、報告第7号、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件を終わります。

○議長（村井浩二君） 日程第5、認定第1号から日程第11、認定第7号まで、これら7件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（奥埜哲生君） おはようございます。

それでは、ただいま上程いただきました認定第1号、令和2年度太子町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第6号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまで6件の決算認定につきまして、私のほうから提案理由のご説明を申し上げます。

令和2年度の一般会計をはじめ各特別会計の決算につきましては、地方自治法第23条第2項の規定によりまして、去る7月30日に本町監査委員の審査を受け、お手元にごございます決算審査意見書のとおり、適正である旨の審査結果をいただいております。同条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

なお、ご説明につきましては、令和2年度歳入歳出決算書において掲載をいたしております会計ごとの実質収支に関する調書により、決算の結果のみとさせていただきます。あらかじめご了承を賜りますようお願い申し上げます。

では、まず初めに、認定第1号、令和2年度太子町一般会計歳入歳出決算認定についてのご説明を申し上げます。恐れ入ります、決算書の18頁をお開きください。

歳入総額が70億4千742万2千764円、歳出総額69億7千934万5千809円、歳入歳出差引額は6千807万6千955円となりますが、このうち翌年度へ繰り越すべき財源、1千363万1千円を差し引いた実質収支額が5千444万5千955円となり、全額を令和3年度へ繰り越すこととなります。

次に、認定第2号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、222頁のほうをお願いいたします。

歳入総額は14億1千763万66円、歳出総額は14億354万1千374円、歳入歳出差引額が1千408万8千692円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の1千408万8千692円となり、全額が令和3年度へ繰越しとなります。

次に、認定第3号、令和2年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。258頁をお願いいたします。

歳入総額が422万4千339円、歳出総額391万14円、歳入歳出差引額が31万4千325円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の31万4千325円となり、全額を令和3年度へ繰り越すこととなります。

次に、認定第4号、令和2年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。278頁をお願いいたします。

歳入総額は91万5千659円、歳出総額が68万8千208円、歳入歳出差引額が22万7千451円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の22万7千451円となり、全額が令和3年度へ繰越しとなります。

次に、認定第5号、令和2年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、298頁をお願いいたします。

歳入総額は12億7千134万4千53円、歳出総額は12億3千222万5千375円、歳入歳出差引額が3千911万8千678円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の3千911万8千678円となり、全額が令和3年度へ繰越しとなります。

次に、認定第6号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、340頁をお願いいたします。

歳入総額は2億2千551万5千242円、歳出総額は2億1千853万3千399円、歳入歳出差引額698万1千843円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の698万1千843円となり、全額を令和3年度へ繰り越すこととなります。

以上、誠に簡単ではございますが、認定第1号から第6号まで6件についての提案理由のご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） おはようございます。

認定第7号、令和2年度太子町下水道事業会計決算の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和2年度の太子町下水道事業会計の決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、去る7月30日に本町監査委員の審査を受け、お手元にごございます決算審査意見書のとおり、適正である旨の審査結果をいただいております。同条第4項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

令和2年度太子町下水道事業会計決算につきまして、収益的収入は3億4千270万4千489円、収益的支出は3億4千226万1千373円となっております。

次に、資本的収支でございますが、資本的収入は1億7千327万9千177円、資本的支出では2億6千777万8千25円、差引き9千449万8千848円の不足額につきましては、当年度分消費税等資本的収支調整額、特例的収支差額及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、令和2年度太子町下水道事業会計決算の認定につきまして、監査委員の審査を経ましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めますのでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

認定第1号、令和2年度太子町一般会計歳入歳出決算認定については決算常任委員会

に、認定第2号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号、令和2年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第6号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての3件は福祉文教常任委員会に、認定第3号、令和2年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号、令和2年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第7号、令和2年度太子町下水道事業会計決算の認定についての3件は総務まちづくり常任委員会に、それぞれ付託いたします。

○議長（村井浩二君） 日程第12、議案第26号、太子町税条例等中改正の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第26号、太子町税条例等中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布され、このうち、施行期日が本年4月1日とされているものを除く一部改正につきまして、本条例に関連する一部改正を行うと共に、文言の整理を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、まず個人の町民税におきまして、令和2年度税制改正において、扶養控除における外国居住親族の取扱いが見直されたことを受け、非課税限度額の算定基準においても同様の取扱いとする見直しを行うものでございます。

加えまして、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直しに伴い必要な措置を講ずるもの、又、所得税において特定一般用医薬品等購入費の医療費控除特例対象品目の見直し及び期間が延長されたことに伴い、町民税においても同様の改正を行うものでございます。

固定資産税におきましては、特定都市河川浸水被害対策法に基づき設置される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置を創設するものでございます。

そのほか、法改正に合わせ、規定、文言の整理を行うものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

日程第12、議案第26号、太子町税条例等中改正の件は、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

○議長（村井浩二君） 日程第13、議案第27号から日程第15、議案第29号まで、これら3件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第27号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第7号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ7千729万円を追加し、総額を59億6千525万7千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のほか、公共施設等総合管理計画の見直し業務、マイナンバー制度に係るシステム改修などに要する経費の増額を行っております。

一方、歳入につきましては、町債に対する予算措置などのほか、歳出増額に伴う財源措置として国府支出金で予算措置を行うと共に、財源調整として財政調整基金繰入金で増額を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第28号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ1千408万8千円を追加し、総額を15億2千287万2千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、まず歳出につきましては、令和2年度の国庫支出金等の精算に伴う返還金及び財政調整基金積立金の増額を行っております。

一方、歳入につきましては、令和2年度決算剰余金の確定による繰越金の増額を行っ

ております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものであります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第29号、令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ5千73万2千円を追加し、総額を14億3千575万6千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、まず歳出につきましては、地域支援事業及び介護給付費負担金における令和2年度の国庫支出金等の精算に伴う返還金並びに介護給付費準備基金積立金の増額を行っております。

一方、歳入につきましては、介護給付費負担金における令和2年度の支払基金交付金等の精算に伴う追加交付及び繰越金の増額などを行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案する次第であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第27号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第7号）は、予算常任委員会に付託いたします。

議案第28号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第29号、令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）の2件は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（村井浩二君） それでは、再開いたします。

日程第16、議案第30号、太子町監査委員の選任について同意を求める件、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君） 議案第30号、太子町監査委員の選任について同意を求める件の提案理由を申し上げます。

現在、本町の監査委員に就任いただいています奥田隆一氏におかれましては、本年9月20日をもって任期が満了し、退任の意向を示されています。つきましては、新たに植木堅二氏を監査委員に選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。なお、任期につきましては、令和3年9月21日から令和7年9月20日まででございます。何とぞよろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第30号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員会付託を省略いたします。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第30号を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号、太子町監査委員の選任について同意を求める件は、原案どおり同意されました。

○議長（村井浩二君） 日程第17、議案第31号、太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君） 議案第31号、太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件の提案理由を申し上げます。

現在、本町の固定資産評価審査委員会委員の上田稔氏におかれましては、本年9月28日をもって任期が満了いたします。つきましては、同氏を引き続き委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。なお、任期につきましては、令和3年9月29日から令和6年9月28日まででございます。何とぞよろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第31号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員会付託を省略いたします。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第31号を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号、太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、原案どおり同意されました。

○議長（村井浩二君） 日程第18、議案第32号、春日財産区管理委員の選任について同意を求める件、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君） 議案第32号、春日財産区管理委員の選任について同意を求める件の提案理由を申し上げます。

この度、春日財産区管理委員が令和3年9月30日をもって任期満了となることに伴い、地方自治法第296条の2及び春日財産区管理会設置条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、任期につきましては、令和3年10月1日から令和7年9月30日まででございます。何とぞよろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第32号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員会付託を省略いたします。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第32号を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号、春日財産区管理委員の選任について同意を求める件は、原案どおり同意されました。

○議長（村井浩二君） 次に、日程第19、請願第2号、「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋立に使用しないよう求める意見書」の提出を求める請願、これを議題といたします。

本件について、請願の紹介議員に説明を求めます。

西田議員。

○3番（西田いく子君） おはようございます。

請願第2号、「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋立に使用しないよう求める意見書」の提出を求める請願について、紹介議員を代表し、提出された請願の要旨を読み上げまして説明に代えさせていただきます。

過去の沖縄戦では、一般住民を巻き込んだ地上戦が行われ、多くの尊い命が失われました。糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、戦跡としては我が国唯一となる自然公園法に基づいた沖縄戦跡国定公園として指定された歴史的背景があります。

同地域では、戦争で犠牲を強いられた民間人や命を落とした兵士の遺骨が残されています。戦後76年が経過した今でも戦没者の遺骨収集が行われており、先の大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上許されるものではありません。

この思いは誰もが共有できるもので、政府も2016年3月に超党派の議員立法で戦没者の遺骨収集の推進に関する法律を制定しました。法律を制定した政府には、国の責務として遺骨を早期に収集して弔うことが求められています。

現在、沖縄県以外では茨木市、吹田市、河南町、奈良県、金沢市、長野市、小金井市議会で意見書が採択されていると報道されています。ぜひ貴議会として、「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋立に使用しないよう求める意見書」を提出していた

だきたく、請願を提出しました。よろしくお願ひします。

請願者には、岡野秀子氏、柿沼康隆氏、高谷一二三氏、美佐田和之氏、湯川恭氏の5名です。紹介議員は私、西田いく子と藤井千代美。

以上です。案文も添付させていただいております。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま、請願についての説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

請願第2号、「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋立に使用しないよう求める意見書」の提出を求める請願は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

○議長（村井浩二君） 日程第20、諸般の報告を議題といたします。

監査委員より例月出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承をお願いします。

次に、南河内環境事業組合議会の報告を求めます。

山田議員。

○9番（山田 強君） 令和3年第2回南河内環境事業組合議会定例会が8月16日に開催されました。つきましては、その内容を報告申し上げます。

当日、定例会では、7件の提出案件がございました。

1頁をご覧ください。

報告第2号、組合議会議員の異動については、富田林市から南方泉議員、伊東寛光議員、草尾勝司議員、田平まゆみ議員が、大阪狭山市から久山佳世子議員、松井康祐議員が、千早赤阪村から藤浦稔議員が新たに就任されました。

同意案件第1号、組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、組合公平委員会委員の3名のうち、北川和郎氏、瀬木千佳氏の任期が満了となることから、両氏を適任と認め再任するもので、原案のとおり同意されました。

承認第2号、令和2年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第4号）の専決処分につき承認を求めることについては、令和2年6月4日に発生しました第1清掃工場粗

大ごみ処理施設の火災事故に伴い、令和3年3月16日付専決処分した補正予算について、原案のとおり承認されました。

続きまして、2頁をご覧ください。

議案第5号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定については、押印廃止に伴う条例改正で、原案のとおり可決されました。

議案第6号、令和3年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第1号）については、人事異動による人件費の補正で、原案のとおり可決されました。

歳入歳出については、記載のとおりです。

続きまして、3頁及び4頁をご覧ください。

監査報告第2号、例月出納検査の結果報告については、監査委員から令和2年度の1月から5月分と令和3年度の4月から6月分の監査結果の報告があり、適正に処理されていたとのことでした。

続きまして、4頁をご覧ください。

認定第1号、令和2年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算については、科目別の内訳は省略させていただきますが、決算の内容につきましては、歳入総額39億9千990万4千880円、歳出総額38億7千670万8千442円、歳入歳出差引残額は1億2千319万6千438円となり、原案のとおり認定されました。

以上、簡単でございますが、令和3年第2回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長（村井浩二君） 次に、私のほうから大阪府後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。

去る令和3年7月27日に、令和3年第2回大阪府後期高齢者医療広域連合議会7月臨時会が開催され、正副議長の選挙と広域連合長から提出されました議案4件を審議しましたので、その結果について報告いたします。

今回の臨時会につきましては、6月9日に同広域連合議会議員選挙が行われ、最初の連合議会の開催であったことから、議案審議の前に議長、副議長の選挙が行われ、議長に守口市の服部議員、副議長に羽曳野市の樽井議員が当選されました。

次に、議案の審議結果ですが、まず議案第7号、大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件については、和泉市の辻市長の選任について同意されました。

次に、議案第8号、大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めめる件については、識見を有する者に富田林市の中川氏、議会議員選出には貝塚市の谷口議員の選出について同意されました。

続きまして、議案第9号、大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求めめる件については、いずれも堺市の酒井氏、島田氏並びに角谷氏の3名の方の選任について同意されました。

次に、議案第10号、令和3年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件については、令和2年度の診療報酬支払基金からの交付金の歳入額確定により、当該年度に受入超過となった額を返還するため、繰越金を財源に諸支出金の償還金に74億7千487万5千円を増額するという内容の補正予算で、原案どおり可決されました。

資料の裏面をご覧ください。

最後に、その他の案件といたしまして、選挙管理委員及び補充委員の選挙があり、資料に記載のとおり、選挙管理委員には泉南市の奥氏ほか3名、補充委員には同じく泉南市の古谷氏ほか3名が当選されました。

なお、6月の議会議員選挙で当選されました大阪府後期高齢者医療広域連合議会議員名簿を参考に添付しております。

令和3年第2回大阪府後期高齢者医療広域連合議会7月臨時会の結果報告については以上でございます。

続いて、大阪広域水道企業団議会関係の報告をします。

令和3年8月5日付で、大阪広域水道企業団議会より議員定数等調査委員会への出席依頼がありましたので、8月25日の全員協議会で協議した結果、西田議員に出席していただくことに決定いたしました。

続きまして、全国町村議会議長会関係の報告をいたします。

去る令和3年7月7日に、全国町村議会議長会臨時総会が東京の明治記念館で開催され、任期満了に伴う役員改選がありました。

会長には、新潟県の町村議会議長会会長の南雲正氏が選任され、副会長には、山形県の町村議会議長会会長の鈴木君徳氏と、高知県の町村議会議長会会長の中城重則氏が選任されました。

理事には、北海道、群馬県、三重県、山口県、沖縄県の会長と、大阪府町村議長会会

長の私、村井の6人が選任されました。

又、監事には、埼玉県、静岡県と福岡県の会長の3人が選任されました。

報告は以上です。

以上で諸般の報告を終わります。

これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を散会といたします。

本日はご苦労さまでございました。

(午前10時57分 散会)

【第 2 日】

令和3年 第3回太子町議会定例会会議録

令和3年9月17日（金） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	斧田秀明君	6番	辻本馨君
2番	建石良明君	7番	中村直幸君
3番	西田いく子君	8番	森田忠彦君
4番	藤井千代美君	9番	山田強君
5番	辻本博之君	10番	村井浩二君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	住民人権課長	高上秀明君
副町長	藤原幹君	地域整備課長	堀内孝茂君
教育長	勝良憲治君	観光産業課長	西本武史君
政策総務部長	小角孝彦君	環境農林課長	木下明紀君
まちづくり推進部長	村上正規君	子育て支援課長	小路展裕君
健康福祉部長	子安逸二君	福祉介護課長	武部勝浩君
教育次長	池田貴則君	いきいき健康課長	松井靖君
秘書政策課長	東條信也君	保険医療課長	松岡健一君
総務財政課長	辻本知也君	教育総務課長 兼学校給食C所長	正野正君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	学務指導担当課長	矢野敦則君
税務課長	木村厚江君	生涯学習課長	鳥取勝憲君

◎議会事務局

事務局長	上田周治	書記	植木友也
------	------	----	------

◎議事日程第2号

日程第1 一般質問

- ・ 舵取り担当1年半の進捗状況について……………山田 強君
- ・ 本町の目指す方向は？…………… //
- ・ 空家バンクの進捗状況について…………… //
- ・ 公共施設等の適正管理について……………建石良明君
- ・ 公民連携について…………… //
- ・ 通学路・生活道路の安全強化を……………藤井千代美君
- ・ 住民生活を応援する公共交通に……………西田いく子君
- ・ 図書館と公民館の複合施設ではないのか…………… //
- ・ 適切な介護保険料への引き下げを…………… //
- ・ 太子町での防災・減災対策の取り組みについて……………辻本博之君
- ・ 太子町の道路行政について……………斧田秀明君

(開会 午前 9時30分)

○議長(村井浩二君) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問を本会議で再開させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより定例会を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、配布していますとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長(村井浩二君) 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問の通告者は、配布していますとりの一覧表でございます。6名の議員より通告を受けております。

それでは、通告順に従いまして、順次、発言を許します。

まず1番、山田議員の質問を許します。

山田議員。

[9番 山田 強君 登壇]

○9番(山田 強君) おはようございます。9番、自民党会派、山田でございます。通告により質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が我々の命と生活を脅かしています。本町の感染者の累計は現在110名となっております。闘病中の皆さんの一日も早い回復を祈念いたしますと共に、休みなく我々の命を守っていただいている医療従事者の方々に感謝を申し上げます。

さて、1問目に入ります。質問要旨にありますように、町長就任以来1年半の公約の進捗状況であります。

さて、私事でございますが、最近、巣籠もり生活が多い、その間に近所を散策いたしますと、近くにある特定空家をどうするんだという声が比較的多い。そして、過日の広報で、議員の一般質問で、おまえの写真がない、議会で眠っているのかと笑われる方が何人かおられます。次いで質問されるのは、山田、町長何しているのやという質問でございます。本町を揺るがした町長選挙以来、町政に関心のある方が増えているというこ

とであります。多くの住民の皆さんに支持されたのは、明日の太子町を付託する人物にふさわしいという大きな期待があったと、敬意を表します。それと同時に、町民の心を取り込む素晴らしい選挙時のチラシのキャッチコピー、チラシは一般的に町民の心をつかむための手段であります。公約は別名膏薬と皮肉られることもございます。このチラシは町長就任時の所信表明で担保されてしまった。もはや膏薬でないもので、4年の任期で推進する政策方針であります。1年目にその各論が施政方針で示されず、2年目によろやく1年間の施政方針が示されたが、中身は総計の柱であった。所信表明が1年たったら、本町の総合計画になっていた。所信表明は、町政に対する本人の施政の根幹であり、言い換えればバックボーンであります。所信表明が主ならば、総計は本町の憲法に値するものであり、従の関係ではないのか。今後の町政運営4年間は、本来、総計に合わせて素朴な所信表明5項目ですべきではなかったのかと思っております。なぜ所信表明が総計になったのか。このいい加減性を追求すべきであるが、そんなことを議論する暇がございません。

多くの町民の皆さんの心を引きつけた所信表明から1年半を経過しています。任期4年の1年半、残任期間のほうが長くありますが、4年で推進する5項目の推進状況、できたもの、あるいは進行中のものの説明を聞きたいと思えます。

ところで、答弁にお願いがございまして。過日、新聞に、10年少し前に亡くなられた経済小説家の城山三郎さんのエッセイを記者が紹介し、菅首相を批判していた記事がございまして。あるとき、国会のエレベーターで、演説下手で有名な大平正芳元首相に会い、一橋の先輩であったので、質問をしたら、答えは明快そのものであり、しかも奥行きのある話をしてくれた。世間のイメージは大間違いだという話を書いてありました。記者が言うには、口下手では人後に落ちない菅首相、コロナ記者会見では現行の棒読みが多い、自分の言葉で訴えないから国民の心に響かない。そこで、気がついた。我が町長、雄弁さには人後に落ちない人物であります。しかし、町長就任以来、下向き答弁が多く見られます。答弁はできるだけ傍聴席に向かって分かりやすくしていただきたいと思えます。

それでは、お願いします。

○議長（村井浩二君） 町長。

○町長（田中祐二君） 改めまして、おはようございます。

それでは、ご答弁を申し上げます。私は昨年の町長選挙におきまして、新しい太子町

に向かって新たな挑戦、笑顔あふれる太子町に、を掲げ、その実現のために住民と共に歩む住民本位のまちを推進をはじめ、5つの公約の柱を掲げさせていただきました。その柱に沿って、この4年間に取り組む主な施策と方針を昨年の6月定例会において表明をさせていただきました。その際に、公約を進めることも重要でございますが、まずは何よりも現在直面している住民皆様の生命、健康、生活を守るために必要となる、新型コロナウイルス感染症に関する施策を最優先に実施することとさせていただきました。又、今年3月定例会においては、新型コロナウイルス感染症対策に引き続き最優先に取り組む中、掲げた公約と第5次総合計画後期基本計画との関連性を確認した上で、令和3年度の町政運営に向けた私の基本姿勢や主要施策などを施政方針として示させていただきましたところでございます。なお、公約に掲げました各施策への取組につきましては、今年4月の組織改正により、政策総務部を中心に、関係部局の連携体制を強化し、更に加速させることとしております。

それでは、ご質問の公約の進捗状況についてでございますが、5つの項目に沿って主な内容を申し上げます。

1つ目の住民と共に歩む住民本位の町政を推進については、住民の皆様により分かりやすく町の行政情報を提供するため、公民連携によるインターネットテレビ「太子TV」の配信をはじめ、ホームページ及び町広報紙のリニューアルを行いました。又、住民の声をできることはすぐに実施するとして、3歳以下のおむつの処分用のごみシールを無料配布するなどの施策を実施しております。今後も住民の皆様と共につくる町政の情報発信と情報共有を推進してまいります。

2つ目の活気あふれる子育てしやすい町については、子育て世代の負担軽減を図るため、子ども医療費助成の対象を18歳となる年度末まで拡大させていただきました。又、教育環境の整備としまして、中学生英語検定試験検定料助成の対象に、小学校5・6年生と私立中学生等を加えました。更に、児童生徒1人1端末となる高速大容量の通信ネットワーク環境の整備に加え、小学校のトイレ改修などを行いました。

3つ目の健康で生き生きと暮らせる安全で安心な町については、高齢者等の外出支援となる地域支え合い型移動支援サービスを実施する団体への支援として、公用車貸出し制度を開始いたしました。災害対策機能の強化、充実では、庁内危機管理体制の強化を目的とした組織改正の実施に加え、元消防団や消防吏員をOB団員として任用できる機能別消防団制度を創設いたしました。更に、町の景観を損なう恐れがある空き家対策や、

移住、定住促進及び地域の活性化を目的とした空き家バンク制度を創設いたしました。

4つ目の自然と歴史を活かしたにぎわいのある町については、国指定史跡、岩屋の日本遺産追加認定をはじめ、国指定史跡、二子塚古墳の保存整備、又、聖徳太子没後1400年記念事業の実施など、太子町の知名度アップに係る取組を行ってまいりました。農業関係では、人・農地プランを作成し、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの問題解決に向けた取組を進め、新規就農者等の育成確保に努めております。

5つ目の行財政改革を断行し、持続可能な町については、皆様の先頭に立って改革を推進する立場にある者として、私の在任期間中の給料の2割カットと、1期4年の退職金を廃止させていただきました。又、民間事業者などとの連携を図り、SDGsとリンクしたまちづくりを積極的に進めるため、太子町公民連携デスクを開設し、社会課題の解決をはじめ、地域活性化や住民サービスのより一層の向上を図る取組を進めることとしております。

最後に、本町の財政見通しが非常に厳しい中、持続可能で安定した町政運営を行っていくためにも、現在実施している事務事業評価をアップデートさせた事務事業評価制度を構築し、限られた財源を有効に活用することとしております。

これまでの公約についての主な取組状況は以上でございますが、今後も住民の皆様とお約束した施策の実現に向けて取組を加速させていきたいと思っております。

○議長（村井浩二君） 山田議員。

○9番（山田 強君） 縷々時間をかけて説明していただきました。喫緊の課題であるコロナ感染症の対応について、町民の皆様の生命、健康、生活を守るため最優先に必要な施策と位置づけ、実施しましたと言われるが、これは政権政党の自民党、公明党が言うことで、菅首相が自滅された原因の1つでもありました。コロナ感染症は国難と云うべき有事であり、平時であつたら首相の交代もなかったと私は思っております。本町は、国から移譲された助成金の約13億円、3度の助成金約3億6千万円の配分に全力を挙げただけ、全て事務的な作業であります。本町の財源を使った独自のコロナ対策はなかったのではと思っております。ライブテレビ、公民連携、SDGs、住民の皆様には耳になじまない言葉がございます。例えば、持続可能な開発目標、SDGsの意味など、事あるごとに町民に理解されるよう努めていただきたいと思います。

私の質問は、所信表明の進捗状況であり、できたもの、現在進行中のものを聞いています。今の説明を聞いていると、説明されなかったものは何も手をつけなかったという

こととなります。町民の利便性の向上を図るため、推進すると言っている住民票のコンビニ交付、なぜ手をつけなかったのか、早急に着手すべきであると思います。

子育て中の町民の皆さんの期待度ナンバーワンは、子どもの医療費助成の延長ともう一つ、学校給食の無償化があります。医療費助成は他の候補者も公約に掲げていました。子育て中の大半の町民が期待しているものは、学校給食の無償化であると思います。それが手つかずのまま何もしていないのは、町民を欺くこととなります。残任期間は十分あります。今からでも遅くはない。あなたの言葉を借りれば、多くは期待値、その期待値を裏切らないよう、最優先して令和4年の4月に実施できるよう、全身全霊をかけるべきではないのか、取りあえず2点を挙げました。答弁をお願いします。

○議長（村井浩二君） 町長。

○町長（田中祐二君） 山田議員ご存じのように、公約といいますのは1期、取りあえず1期4年間で達成するということが前提というふうに私も考えておりますので、そういった意味では、この4年間にやるということで申し上げさせていただいておるわけでございます。そういった意味で、今ご答弁いただきました住民票のコンビニ交付につきましては、検討段階ではございますが、来年度の事業実施を目指して今現在進めておるところでございます。

2点目の学校給食費の無償化につきましても、この間いろんな方から一般質問をいただいております。そういった中でご答弁申し上げますように、持続可能な町の財政運営を基本とし、施策の優先性を見極めながら検討することとしておりますが、所信表明でも申し上げましたとおり、段階的に無償化を目指したいと考えておりますので、無償化の範囲や規模、内容等について、より具体的に検討し、先ほど申しましたように、今任期中に一定の形をつくっていきたいというように考えております。

又、先ほどご質問でもないんですけれども、新型コロナウイルス感染症の対応策につきましては、国から一定程度お金は頂いておるんですけれども、その内容につきましては、町の実情に合った施策を展開しろということになってございまして、去年の最初にあった定額給付金、お一人当たり10万円の給付、これなんかは国の施策の中でやっているということで、その事務につきましては太子町のほうに移管されておるということございまして、その事務の内容につきましては、やはり太子町の職員も非常に頑張っていたりまして、非常によその市町村よりも比較的迅速に給付できたというように思っております。そして、今現在進めておりますコロナワクチンの接種につきましても、

国からお金は出ていますけれども、同じように事業主体は太子町であるということをご
ざいまして、その中で町職員の、又、富田林医師会のいろんなご協力によりまして、現
在のところ順調に進んでおるということで、大阪府全体を見ましても、接種率は非常に
高いということをございますので、ご報告させていただきます。

○議長（村井浩二君） 山田議員。

○9番（山田 強君） ありがとうございます。お願いしたとおり、前を向いて答弁して
いただくと、なぜか分かりやすいなと思っております。これからもよろしくお願いま
す。

住民票のコンビニ交付は来年度の事業実施を目指して進めていくと、学校給食につい
ては無償化の範囲や規模を、内容を具体的に検討して、公約は4年でやると言っていた
んだから、今任期中に形をつくりたいということをございますので、ようやくまな板に
乗り出したということをございます。今任期中の形だけでなく、実施を目指さないと住
民を欺くことになります。

次の質問に移ります。過日市町村課から本町の財調が令和7年に枯渇する、今後単独
の取組、広域連携、市町村合併、本町の将来を検討せねばならないと提言された。人口
減少が起因していると思われます。議会の広報に年に一度、役職の紹介がされます。誰
が議会の三役になったかなど、議員のPRにもなっています。ところが、これで匿名の
お手紙が届く場合がございます。かなり前ですが、私が監査委員のときに二度、この経
験があり、忘れておりましたら、今年の初め、三度目が届き、思い出しました。宛先が
太子町自民党議員団幹事長、山田で来ていました。匿名の困るところは、返事ができな
いことをございます。内容を少し紹介しますと、広報新年号に田中町長は吉村知事との
対談で密接に連携されており、我々町民にとっては心強い限りであります。しかし、い
いことばかりではございません。チラシや委員会の状態を見ている限り、鈴木府議は市
町村合併を推進する立場、田中町長は維新の政策にノーと言って、独自の道を歩めるの
か、合併を反対する一町民の素朴な疑問となっています。

国の政策で金融機関の護送船団方式があったことをご承知のことと思います。もとは
軍事用語でスピードの遅い船を取り囲み、目的地にみんなに到達する方式でこの考えが
市町村合併に取り入れられたようをございます。しかし、その成功例はあまり聞きませ
ん。我々は町民の皆さんに、本町の将来を託された選良であります。まずは、本町の生
き残りを模索するのが筋ではないかと思っています。マクロ的には、日本の人口動態は

長期的に減少過程にあり、令和35年には1億を割ると推定されているのは皆さんご承知のとおり、以前から各自治体の人口争奪戦が繰り返されていることもご承知であります。多くは財源を考慮しながら、サドンデスな戦いをしている。

ところが、知恵を働かせ、人口を増やしている勝ち組もあります。そのままほかの自治体のまねをできるものではないが、リーダーの決断が大きく影響するものばかりであります。例を挙げると、愛知県の長久手市、平成2年に3万人の人口が現在6万人に増加。1年で千人増加するまちとして日経ビジネスで紹介されたまちであります。隣接地にある名古屋、豊田市のベッドタウンという利点はあるが、景気に左右される大規模マンションを認可せず、戸建て住宅を推進、企業誘致をせずに宅地開発に専念した。その結果、地方税の80%は住民税と固定資産税が占めています。法人税は数%、それでも自主財源は68%であります。

次に、千葉県の流山市、現在人口20万人のまちであります。市長がマーケティングの専門家で、自ら政治家ではなく営業マンであると言われております。このままで行けば、高齢者のまちになる。経済成長が鈍化傾向にあり、これまでのように国の交付金で生き延びていくことは困難になりつつある。市長になって即座にマーケティング課を創設し、転入促進、人口増加に何が必要か、企業誘致か子育てか、いろんな思いつき案を検討、議論し、たどり着いたのは、ターゲットは子育て中の夫婦、系統立てて特化した。決定すると市長自ら都内の主要駅にチラシを貼った。自治体が広告することは珍しいんですが、そのチラシには、母になるなら流山市と書いてある。NHKでは、子どもの増えるまちとして放映されました。私も見ていたんですが、この例はまねするように挙げているものではありませんし、できません。首長に明確なビジョンがなければ、10年後、20年後、太子町は消滅自治体に近づくかもしれない。広域連携、市町村合併で生き延びることができるかもしれない。まずは単独の取組に全力を上げるべきだと思います。例を挙げたのは、人口増を目指すリーダーの明確なビジョンと決断の仕方を参考にしようと思ったからであります。本当に人口増勝ち組を目指すなら、マーケティング課のようなものを検討し、構成要員図を作成し、人口増対策に専念し、本町には何が必要か議論すべきであります。町長自ら、町長の実績がない私です。その多くが期待値であります。その期待を裏切らないよう、全身全霊を太子町の発展のために取り組んでまいります。人口1万3千人余りの小さなまちを逆にスケールメリットと捉え、住民一人ひとりを大切にし、声をお聞きしながら物事を進め、この太子町を住民の皆様

と共につくり上げていくことが、今後の町政運営の基本姿勢となりますと、謙虚なことを言われております。この言葉どおりなら、合併は最後の最後と受け取れるんですが、本町のかじ取り役の目指す方向はどこなのか、町長の考えを聞きたいと思います。

○議長（村井浩二君） 町長。

○町長（田中祐二君） まず、山田議員のご指摘のとおり、人口減少の抑制や少子高齢化対策については、多くの自治体においても地域の特性である人口構成や産業構造などを見極めながら、どのような施策が効果的か、又、即効性のある事業は何かなどに苦慮しながら、将来にわたって持続可能となるよう、行政運営に取り組んでおられるところでございます。私も太子町をこよなく愛する1人であり、太子町も持続可能なまちとなるよう、先ほどご答弁させていただいたとおり、5つの柱で構成する公約を進め、又、総合計画後期基本計画を確実に推進していくことが重要であると考えております。ご質問でご紹介いただいた各市の取組においても、地域の特性を生かしながら、各施策を進めておられますが、本町においても、これまでの取組に加え、人口1万3千人余りで面積14.17平方キロメートルの小さなまちの強みを生かした取組を進めたいと考えております。

その1つの手法として、民間企業が持つ人材、アイデア、ノウハウ、ネットワーク等の資源と町の政策課題や連携ニーズを結びつけ、行政サービスの向上、地域の活性化、都市魅力の向上、行政コストの削減、社会課題の解決などを目的とした公民連携を推進しているところがございます。何れにいたしましても、人口減少や少子高齢化は住民生活や地域社会に様々な影響をもたらしますが、現状をしっかりと分析しながら、本町にふさわしい取組や、本町のまちづくりに必要となる施策を見極め、住民の皆様の満足度を上げ、魅力あるまちづくりを行うことが重要であります。今後も太子町の地域と住民を守ることにつながる持続可能な行政運営を行う上で中長期的な財政シミュレーションを行うと共に、国や大阪府の動向を注視し、広域連携などについても常に意識しながら、10年、20年、30年先を見据えた基礎自治体の在り方について議論していく必要があると考えております。ということで、私自身は今すぐに太子町が合併しようとか、そういった気持ちは全然考えておりません。合併すると言っても、当然相手もいることで、今現在それをすぐに進めるというような状況ではないと考えております。しかし、今後10年、20年、30年、考えていったときに、太子町として未来の子どもたちに何を残していくのか、そういうところはしっかりとやっぱり議論をしていかなければな

らないというように考えております。平成の合併、うまいこといかなかった。いかなかったところはどこだ、どこがうまいこといかなかった、そういうところをちゃんと議論しながら何をやっぱり未来の子どもたちに残してあげられるのか、そういったことをしっかりと議論しながら、町政運営を進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（村井浩二君） 山田議員。

○9番（山田 強君） 町長の言葉を生で聞きまして、とにかくこの質問、よかったなと思っております。小さなまちの強みを生かした取組を進めたいと、現状を分析しながら、本町にふさわしい取組や本町のまちづくりに必要な施策を見極め、魅力あるまちづくりを行うことが重要である。1つの手法として、公民連携を行政経営の主眼としているということで、ようやく先ほどの町長の言葉もありますように、着地点の方向がある程度見えてきたような気がします。広域連携等を視野に入れながら、10年、20年、30年を見据えた基礎自治体の在り方について議論が必要ということでございますので、合併は視野には入れているが、当面は公民連携と理解いたしました。

この7月から始めた公民連携ガイドラインによれば、公と民の強みを生かし、効率的、効果的な連携事業を実施、住民、民間、企業と三方よしの連携であります。住民には質の高い行政サービスの享受、地域経済の活性化、企業、大学、NPOについては、企業価値の向上、信用アップ、ビジネスチャンス開拓、行政には行政サービスの質の向上、コスト削減、都市能力の向上と掲げてあります。公民連携の取り組む背景には少子高齢化、人口減少対応の文言も入っています。良いことばかりであり、まさに百花繚乱、壮大な取組であります。実績としては、まだ7月からのことなので、実績がサッカーの観戦80人、「子育てガイドブック」の作成、災害時における自販機による飲料水の提供などであります。つなぎ役のデスクの役割としては、企業、大学には提案調整、アイデア、ノウハウなどの共有、ネットワーク拡大、担当課には提案調整、課題の把握、情報集約の共有であります。できるだけ実績が多くなることを期待しております。提案募集型、自由提案型などがございますが、ここで質問は、本町が主体で大変大きな事業と思いますが、デスクは何人体制でやるのが1つ、公民連携は、発想は私は否定しないし、これは実行すべきであると思っております。しかし、私は財政調整基金が令和7年で枯渇するということを真に受けて、喫緊の課題であり、重大事と捉え、質問に至りました。かじ取り役として、公民連携は本町の現状と乖離していないのか、答弁を聞きたいと思

います。

○議長（村井浩二君） 町長。

○町長（田中祐二君） まず、庁内における公民連携の推進体制についてでございますが、今年4月の組織改正時に公民連携に係る一定の業務量を見据えた上で、担当課となる秘書政策課に必要な職員配置を行い、同年7月に公民連携デスクを立ち上げたところでございます。デスクでは、関係各課と調整、連携を図りながら取組を進めており、今後も必要となる推進体制を確保してまいります。

次に、本町の現状と公民連携の取組には乖離があるのではとのご質問でございますが、当然、公民連携を活用した人口減少対策や少子高齢化対策への取組を推進することとしておりますが、公民連携につきましては、先ほどもご答弁させていただきましたとおり、まちづくりに必要な施策を進める上での1つの手段であります。ただし、公民連携だけで本町の課題が全て解決するわけではございません。繰り返しになりますが、今後も本町の現状をしっかりと分析し、本町のふさわしい取組や必要な施策を見極め、持続可能な行政運営を進めてまいります。とりわけ財政状況が厳しい折でございます。そういった意味で、システム体制もしっかりと予算がついているから、簡単に支出するのではなく、しっかりと執行段階においても精査をしてくださいということで、部長を通じて各課にもお願いをしております。そういった取組をまずはできることから進めながら、本町の財政状況の改善にも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（村井浩二君） 山田議員。

○9番（山田 強君） 答弁、ありがとうございました。公民連携を駆使して、本町の人口減少に歯止めをかけ、町民に不安を与えないよう町政運営に励んでいただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

次に、空き家バンクについてお尋ねいたします。平成30年に空家等対策協議会を設置、空き家バンク設置が検討され、本年1月スタート、まだ日が浅く、実績が乏しいと推定されております。空き家の所有者と希望者のマッチングを行うもので、町内だけでなく、町外の利用希望者を含め、本町への転入増加を図るものと期待しております。町は情報の照会や必要な連絡調整を行いますが、空き家の所有者と利用者で行う物件の売買、賃貸に関する交渉、契約に関しての媒介行為は行えません。以前から空き家に関心のある住民の方から、この文言に反応した提言もございました。住民対応するために

も、現状と問題点、課題をお願いいたします。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） おはようございます。

空き家バンクの進捗状況について私のほうから答弁申し上げます。

本町の空き家については、平成30年3月に策定した太子町空家等対策計画に基づき、空き家の発生を防止、減少させる予防対策として、個別に空き家の所有者の方々へ適正管理を促すと共に、空き家の利活用や処分等についてのセミナーや個別相談会を開催した結果、本町における空き家は売買や除却等により、全体としては少しずつではありますが、減少傾向となっており、計画策定時の158件が令和3年8月末現在で約120件程度となっております。ご質問の空き家バンク制度は、更なる対策として適正に管理された健全な空き家を有効に利活用することにより、本町への移住、定住促進及び地域の活性化を図ることを目的としており、売却、賃貸を希望される空き家所有者の物件情報や、空き家の取得、利用を希望される方々のニーズの情報を登録していただき、空き家に関する情報を全国に向けて幅広く提供していくことで、空き家の所有者と希望者のマッチングを目指して運用を行っているところであり、令和3年3月末現在、大阪府においては、本町を含め28市町村で運用が図られているところでございます。

本町では、先進事例を参考に検討を重ね、太子町空家等対策協議会でご審議をいただき、ようやく本年1月に実施したものでございますが、現在は町のホームページへの掲載だけでなく、大阪府が中心となって運営されている大阪版空き家バンクのサイトとも連携し、情報発信を幅広く行っているところでございます。なお、この空き家バンク制度を運用するに当たり、太子町としては情報の照会や連絡調整等を行います。空き家の所有者と利用者で行う物件の賃貸、売買に関する交渉、契約に関しての媒介行為は法律上行うことができないため、宅地建物取引業者を介して行うことになっていることから、事業者の登録に当たっては、大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部と空き家等の利活用の促進に関する協定書を締結させていただき、協会として太子町空き家バンク制度の趣旨を理解し、会員に対し制度の周知を行うと共に事業者登録を促すよう努めていただきました結果、事業者は8件登録していただいております。

次に、空き家バンク制度の運用状況ですが、令和3年8月末現在、空き家の利用希望者は14件登録いただいております。内訳としましては、町内の方が9件、町外の方が5件となっている一方で、空き家の物件登録はゼロ件となっております。そのため、現

状の問題点としましては、空き家の物件登録が課題となっております。本町では、空き家の所有者の方々に空き家バンク制度の周知を個別に行っているところですが、空き家を所有されている方々としては、物置にしている、法事等で利用している、別荘感覚で使っている、愛着がある、将来のために置いてあるなど様々な理由により、空き家を利活用することへの意向は少ないこともあり、物件の登録にまでは至っておりません。大阪府内で運用されている他の市町村でも同様の課題が見受けられますが、今後も効果的な制度運用に向けて先進事例等の情報収集を継続的に行っていくと共に、本町といたしましては、空き家の利活用はまずは個人の所有物であるという大前提のもと、適正管理に向けた啓発に努めつつ、所有者に空き家バンク制度の周知を継続的に行い、空き家の利活用を粘り強く促していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 山田議員。

○9番（山田 強君） ありがとうございます。私が懸念していた利用希望者が町内外で14件と聞き安心いたしました。本町に住みたい、住み続けたい方々の分析をし、参考にさせていただきたいと思います。課題としては、答弁にありますように、空き家の登録物件がゼロということが判明いたしました。これは大変な事態と受け止めております。例えば、バンクとしては融資希望者が14件あるのに資金がない状態、せっかくの制度が機能しなくなります。その理由を5件紹介いただきました。簡単にクリアできない難問であります。所有者が心を動かすような抜本的な対策を検討しないと、絵に描いた餅になる。もう少し様子を見ながら頑張っていたいただきたいと思います。現状が続くようなら、再度質問提言させていただきます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村井浩二君） これにて山田議員の質問を終わります。

次に、2番目、建石議員の質問を許します。

建石議員。

〔2番 建石良明君 登壇〕

○2番（建石良明君） おはようございます。大阪維新の会の建石良明です。通告に従いまして、質問を行います。

まず、公共施設等の適正管理について、これまでの取組状況及び今後の取組について質問いたします。

昨今、人口減少、高齢化が進む中、過去に整備した公共施設の老朽化対策については、その更新に莫大な費用が見込まれ、市町村財政を圧迫することが予想されるなど、行政にとっては重要かつ喫緊の課題があると認識しております。太子町においても、公共施設等総合管理計画を策定した後、文教施設、又、そのほか町有施設の個別施設計画を策定し、この9月定例会においては、既存の総合管理計画見直しに係る予算を計上するなど、課題解決へ向けた一定の動きがあるものの、明確な方針を打ち出している状況には至っていないように見受けられます。

このようなことから、公共施設等の適正管理について、これまでの取組状況と今後の取組、又、方針などについてお聞きいたします。

○議長（村井浩二君） 町長。

○町長（田中祐二君） ご答弁申し上げます。本町が所有、管理します公共施設には道路や橋梁、下水道といったインフラ施設のほか、役場庁舎、学校園、総合福祉センターなど多数の公共建築物も含まれ、これら施設は、言い換えれば町民の資産であることから、行政としましては適正な維持管理を行う責務がございます。

まず、これまでの取組状況についてでございますが、人口減少社会に転じた我が国の公共施設の在り方について、老朽化をはじめとした諸課題の解決へ向けた議論を活性化させるべく、国から総合管理計画策定の要請があり、本町としましては、第5次太子町総合計画における将来のまちづくりの展望や方向性を踏まえ、中長期的な視点を持って公共施設をマネジメントしていくことを目的に、平成29年3月に太子町公共施設等総合管理計画を策定いたしました。

続いて、策定した計画により実効性を持たせるために、個々の施設ごとに具体的な対策内容やその実施時期、費用等について検討する必要があることから、平成31年度には文教施設、令和2年度にはその他の町有施設の公共施設個別施設計画を策定いたしました。現計画は、現在所有するほぼ全ての施設を維持管理していくことが前提となっており、順次公共施設の老朽化対策事業を実施している状況でございますが、その経費に要する各種交付金や補助金などの財源確保、起債計画等における根拠資料としても利活用しております。又、今定例会に上程しました補正予算案におきましては、先の個別施設計画を踏まえ、各施設の長寿命化対策による効果額を適正に算定し、今後10年程度の期間における経費のシミュレーションを盛り込むなど、現計画の見直しを行う予定としております。

今後の取組につきましては、これらの計画に基づき、いわゆる負の資産となっている公共施設がないか、そういった視点で整理する必要を感じており、インフラ施設については、安全安心のまちづくりの実現に向け、改修、長寿命化を着実に実施していくと共に、建築物などいわゆる箱物施設、その中でも特に建築年数が経過している施設については、住民ニーズを検証しながら中長期的な視点を持って、施設の更新、統廃合、複合化、集約化等の方針を立て、財政負担の軽減、平準化を図り、人口減少社会に見合ったコンパクトなまちづくりを目指し、公共施設の最適化に努めてまいります。

○議長（村井浩二君） 建石議員。

○2番（建石良明君） 今、町長から答弁において、太子町が管理する膨大な公共施設は町民の資産である、行政としては適正な維持管理を行う責務があるとしております。今回の公共施設等総合管理計画の見直しに当たり、施設の老朽化をはじめとした諸課題の解決に向け、的確な財政運営をしながら、中長期計画を構築されることを提言しておきます。

続いて、先ほども一部関連した質問がありましたけれども、公民連携について、太子町公民連携デスク設置後の取組状況について質問を行います。

厳しい財政状況が続く中、少子高齢化の進展により、人口構造が大きく転換しています。身近な地域において、防災、防犯、子育て支援、高齢者の見守りといった地域課題が顕在化すると共に、新型コロナウイルスによるリモートワークの導入などにより、この1、2年でデジタル化は10年進んだとも言われているように、行政へのニーズも大きく変化し、多様化しています。

このような状況から、行政サービスの質を維持、向上させながら、効率的な行政サービスを提供していくためには、行政だけでの対応には限界があることから、これからの時代はいかに公民連携を進め、民間の知恵やノウハウを積極的に活かしていくことができるかが鍵になると考えています。

私は、昨年12月議会において、太子町においても、公民連携を積極的に進めるべきだと提言いたしました。その後、大阪府とも連携しながら積極的に取り組んでいただいております。今回、本町では公民連携の推進のため、7月に公民連携デスクを設置いたしました。具体的にどのような機能を担い、どのような取組を進めているのかを伺います。又、民間事業者からの反応や包括連携協定の締結状況など、具体的な成果と今後の展開について併せてお聞きいたします。

○議長（村井浩二君） 副町長。

○副町長（藤原 幹君） 太子町公民連携デスク設置後の取組状況についてご答弁申し上げます。公民連携につきましては、人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルスに起因する新しい生活様式への対応など、多様化、複雑化する住民ニーズに的確に対応すると共に、厳しい財政状況のもとで限られた財源を効果的に活用し、将来にわたり持続可能な行政サービスを提供していくために行政経営の手段の1つとして必要不可欠であると認識しており、多くの市町村においても積極的に取り組まれているところです。

本町では、これまでも太子町災害活動支援隊との災害時における応急対策等への活動支援や、株式会社F.C.大阪との包括連携協定に基づく太子TVによる町政のPRや情報発信、スポーツ観戦イベントを通じたスポーツ振興など、又事業で民間企業との連携を進めてまいりました。更に、本年7月からは公民連携を更に加速させるため、公民連携ガイドラインを策定すると共に、政策総務部、秘書政策課内に太子町公民連携デスクを設置したところです。

公民連携デスクは、公民連携のワンストップ窓口として、本町から民間企業等に対して提案募集を行い、併せて民間企業等からの提案や相談に一元的、かつスピーディーに対応しております。又、民間企業等の柔軟なアイデアやサービス向上の提案を企画段階から取り入れるため、担当課と民間企業等との間に立ち、双方がWin-Winとなる提案ができるようコーディネートするほか、受付から事業化まで一貫してバックアップを行うと共に、行政の課題や提案があった事業、成功事例などの情報を広く発信しております。

公民連携デスクの設置以降、本町からは12項目の提案募集を行い、4社から提案や相談をいただいております。又、町内の企業である磯長郵便局や株式会社京谷商会などの6社の民間企業等からはテーマを決めない自由提案として、18項目の提案や相談をいただいております。現在、各社と連携に向けた具体的な協議を行っているところですが、このうち大阪東部ヤクルト販売株式会社とは、「太子町のPR」「健康、福祉、教育」「安全・安心」の3分野で、ダイドードリンコ株式会社とは「太子町のPR」「健康、福祉、教育」「安全・安心」「環境」「産業、観光」の5つの分野にわたる連携について合意に至り、それぞれ包括連携協定を締結したところであります。このほか、多様な企業ともネットワークやノウハウを有する大阪府の公民戦略連携デスクの支援もいただきながら、本町からも積極的に民間企業等への事業提案や相談を行うと共に、OSAKA

ゼロカーボンファウンデーションに参画し、企業や大学、自治体などの様々なステークホルダーと共にSDGs及び脱炭素社会の実現に向けた公民連携による取組を推進しております。今後も社会課題の解決、地域の活性化、又、まちの魅力や住民サービスのより一層の向上を図るため、積極的に民間企業等との連携や協働を進め、太子町にふさわしい公民連携の取組を推進してまいります。

○議長（村井浩二君） 建石議員。

○2番（建石良明君） 今後も行政と企業がWin-Winの対等な関係の中で様々な課題に向き合い、太子町の魅力発信、地域活性化や住民サービスの向上、更にSDGsの達成に向け、大阪府とも強く連携しながら公民連携を推進していただくよう強くお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（村井浩二君） これにて建石議員の質問を終わります。

次に、3番目、藤井議員の質問を許します。

藤井議員。

〔4番 藤井千代美君 登壇〕

○4番（藤井千代美君） 日本共産党、藤井です。よろしく申し上げます。

1問目、通告に基づきまして、通学路、生活道路の安全強化について質問します。

9月は全国で秋の交通安全運動が実施されていますが、テレビを見ると、交通事故のニュースが毎日のように報道されています。交通事故が後を絶ちません。日本は歩道も路側帯もない道路が多く、生活道路も車の抜け道利用に使われるなど、安全歩行空間が満足にありません。2012年、京都府亀岡市では登校中の児童と引率の保護者の列に車が突っ込み、10人がはねられて3人が死亡する痛ましい事故がありました。私は小学校の教師だったのですが、支援学級担任のとき、交通事故で体が不自由になった子どもを担当しました。事故の原因は無免許運転でした。事故に遭う前は活発な子どもだったそうです。私はその子を1年生から4年生まで4年間受け持ち、やっと歩行器で歩けるようになり、お話もできるようになったことを今でもよく覚えています。

子どもの命や身体を奪う交通事故をなくさなければなりません。党議員団も交通安全対策については度々取り上げており、2018年3月議会の一般質問で、阪口議員が通学路、生活道路の安全強化についての質問をしています。この当時、叡福寺東交差点が2018年に、2月23日から朝7時半から8時半まで交通規制を実施、交番前交差点から山田小学校の通学路の点滅信号、側溝への蓋かけ、そして六枚橋太子線の叡

福寺前朝の1時間の通行規制が行われたなどの交通安全対策をしたとの答弁がありました。

1点目、その点、その後、太子町での通学路、生活道路の安全対策は進んでいるのでしょうか。答弁をお願いします。

次に、文部科学省が通学路における合同点検の実施について依頼を全都道府県教育委員会宛てに送っています。依頼文書には、先般、千葉県八街市において、下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5名が死傷する痛ましい事故が発生しました。各学校においては、日頃より通学路の安全点検を実施していただいております、児童の安全確保に万全を期していただいているところですが、今回このような事故が起きたことを受け、通学路における交通安全を一層確実に確保することが重要であることから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して対応策を検討し、通学路における合同点検など実施要綱を作成しましたとの書き出しで、見通しの良い道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所、大型車の侵入が多い箇所、過去に事故に至らなくても、ヒヤリハットの事例があった箇所、保護者見守り活動、地域住民などから市町村への改善要請があった箇所を要領に沿って、上記の観点を踏まえた通学路の合同点検などを通じ、関係機関の連携による通学路の安全対策を講じていただくようお願いいたしますと、通学路における合同点検を通じ、安全対策をするように求めています。

そこで、2点目、令和3年7月9日に依頼が来ていると思うのですが、太子町としてどのような取組をなされたのでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（村井浩二君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 通学路におけます交通安全対策につきまして、私のほうからご答弁を申し上げます。

地域住民の皆様が安全で安心して暮らすため、基盤となる施設や環境を整備することはまちづくりの基本となるものであり、子どもたちが通う通学路の交通安全の確保に向けた取組は教育委員会の重要な課題の1つであると認識をしているところでございます。令和3年6月に発生をしました今回の事故に先立つ平成24年4月に京都府亀岡市で発生した児童らが死傷した痛ましい事故や、各地で頻発する通学路における事故を鑑みまして、同年5月に文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携し、教育委員会、道路管理者、警察による危険箇所の緊急合同点検を実施し、必要な対策の検討と交通安全確保を徹底するよう、全国の自治体に通知をされたところでございます。

本町ではこの通知を受け、同年7月に磯長、山田両小学校の通学路において緊急合同点検を実施し、必要な対策について関係機関と協議をし、警察の取締りの強化や道路安全施設の整備、路面標示等の対策を講じ、その後も継続して同様の点検、対策を実施してまいりました。ご質問にもありましたように、千葉県八街市の事故を受け、改めて危険箇所等の点検を行うと共に、これまでの合同点検の蓄積に加えて、現在、磯長、山田両小学校にPTAからの要望を踏まえた危険箇所等についての調査を行っており、この調査結果やこれまでに要望のあった通学路における危険箇所の情報を踏まえた上で、教育委員会、地域整備課、自治防災課の関係部署が横断的に連携をして、必要な対策について協議をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（村井浩二君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） どうもありがとうございます。では、2問目に行きます。

これまでも、PTAや自治会からも要望が出た箇所について改善されているとのことで、今回の依頼が出される前から危険箇所の認識があり、一定改善も進んでいるようです。しかし、まだまだ危険な場所があります。この危険な状況を変えるため、住民も道路を点検し、行政機関に改善を求めることが大切になっています。道路は車優先という根強い意識を捨て、道路は歩行者や自転車のものである、弱者の安全が第一という人として当然の意識を持つことです。特に、子どもは目線の高さや視野、注意力が大人と違うので、子どもや孫と一緒に歩いて、子どもの置かれた危険な状況を体感してみることも危険箇所を点検する上で大切です。私たち日本共産党にも、通学路、生活道路の安全対策を求める声が届いています。太子ヶ丘の通り抜けについて地域住民から直接お話を伺っているときも、奈良ナンバーの車が何台も通り抜けていきました。交通規制の看板の文字ははっきりしていましたが、住宅の中の一旦停止などの白線はほとんど消えていました。通り抜けへの規制や、白線を引くなどの対策はできないのでしょうか。

栄町春日西交差点は、信号待ちをする子どもたちの待機空間が確保されていません。166号線は側溝に蓋をするなどの整備は進められてきましたが、まだまだ不十分です。トラックやダンプが道いっぱいスピードを出して走っており、私も上ノ太子の駅まで何度も歩いて行きましたが、何度も怖い思いをしました。特に、松の木保育園の辺りは道がカーブになっており、死亡事故も起きたところでもあり、信号機や歩道を設置できないのでしょうか。又、交番前交差点では、横断歩道を設置してほしい、ポリボックス

スから山田集会場に向けての信号機の間が短過ぎて、歩いて渡り切れないときがあるなど、様々な交通安全対策を求める要望が出ています。ほかにも担当課にも改善を求める声が届いていると思いますが、今後どうするつもりなのでしょうか。答弁をお願いしたいと思います。

○議長（村井浩二君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 道路の安全対策につきましては、それぞれの対策ごとに所管する部署が分かれており、国道や府道の道路整備や歩道設置などの道路施設等については大阪府が所管し、信号機や横断歩道の設置、通行規制などの交通安全施設は警察の所管となっており、町からの要望を踏まえ、対策を実施していただいているところとなっております。これまでの通学路における取組といたしましては、地元の皆様のご理解とご協力のもと、平成30年2月23日から六枚橋太子線において、児童生徒が登校する朝7時半から8時半までの間、富田林警察により車両通行規制を実施しており、登校時には可能な限り叡福寺東交差点に警察官を配置していただき、規制の実効性を保つように努めているところでございます。劣化した交通安全施設につきましては、その都度、警察に対して要望を行い、補修に努めていただいている状況になってございます。又、大阪府では、国道166号線におきまして、町道五六谷線から太子町交番前交差点までの区間につきまして、平成30年度までに山田橋北側の用地取得を終えた区間の歩道や飛鳥川に係る山田橋の側道橋を整備いただき、山田橋南側の太子町交番前交差点部までの区間につきましては、令和3年6月に歩道を整備いただいたところとなっております。又、昨年度は松の木保育園前の歩道にポールコーン等を設置していただき、この9月下旬には、府道富田林太子線の粹池公園付近で側溝の蓋かけや区画線等の設置工事が予定されております。大阪府におきましては、限度内における即効的に歩行空間整備が可能な箇所は現地を確認の上、適宜対応し、整備に努めていく方針とされており、本町といたしましても、必要に応じて大阪府に対して継続的に要望を行ってまいりたいと考えてございます。

又、町道につきましては、直近では、昨年度葉室地区の山田葉室線の北側の路肩に白色の外側線と緑色の区画線、いわゆるグリーンベルトを約450メートル設置し、通学路としてドライバーに対する視認性の向上を図ったところとなっております。又、太子ヶ丘を抜ける車両の事故防止対策としまして、交差点部分に停止を促す波線を1か所設置するなど、毎年町内の危険な箇所に対しまして、カーブミラーや転落防止柵の設置、

ゼブラなどの路面標示の引き直しを、劣化度や舗装工事の計画、地域特性による優先度を踏まえまして、地域整備課において順次施工をしてございます。

又、ハード整備と同時にソフト面での対策も重要な課題となっております。富田林警察と連携したドライバーに対する安全運転の啓発活動や、地域で子どもたちを交通事故から守る取組としまして、交通事故をなくす運動推進協議会の皆様や、太子町地域教育協議会の皆様、又両小学校のPTAの皆様と連携した児童生徒の登校時の交通安全活動に引き続き取り組んでまいります。

今後も通学路、生活道路の交通安全対策につきましては、児童生徒が安全で安心して毎日通学ができるように町内の関係部署との横断的な連携強化を図り、太子町全体がワンチームとなり、大阪府や富田林警察等の関係機関との連携をより密にし、安全対策を進めてまいります。

○議長（村井浩二君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） いろんな取組、ありがとうございます。

では、最後に要望といたしまして、お願いします。住んでいる住民、児童生徒の命に関わることです。対策案の作成では、市町村教育委員会、学校、警察、自治体、地方整備局、道路管理者、放課後児童会、見守りボランティア、保護者と連携し対策状況の情報共有が必要であり、各自治体では通学路の安全対策について知恵を絞っています。通学路で速度違反取締り、これ仙台市なんですけれども、抜け道をしているところを7時から8時半までを速度違反の取締りを行っています。又、スムーズ横断歩道ということも岡山県の津山市で行っています。速度違反抑止のため、道路の一部を隆起させるハンブ、道幅を一部狭めるなどの対策もあります。信号機つき横断歩道は、高齢者のためにも多く必要です。交差点の信号は、人が横断中は車を止める歩車分離信号が安全です。しかし、こうした対策を求めても、警察などから、渋滞を招く、車にとって不便などの理由で対応されず、進みにくいのが現実です。車に依存した社会の見直しも重要な鍵と言えます。速度超過や一時停止無視などの運転者の違法行為も交通事故多発の要因です。危険物を扱う大人が法律違反をして、弱者の命を脅かしているのは虐待と同じ非人道的な行為です。ヨーロッパ各国では、歩行者や自転車、公共交通優先のまちづくりが進んでいます。危険なところは早期に改修されるようにお願いします。特にコロナ禍の問題で、子どもたちは、あれも駄目、これも駄目と言われることがとても多いのですが、朝、登校するときに、大人の人たち、たくさんの人たちが見守ってくれたら、見守ってくれ

ていると子どもたちが感じたら、1つは、それは子どもにとっては大きな喜びとなると思います。特に、子どもたちが痛ましい事故に巻き込まれることがないよう、人に温かい交通社会実現に町としての、まちとしての一層の安全対策を求めて、私からの質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（村井浩二君） これにて藤井議員の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

（午前10時51分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（村井浩二君） それでは、再開いたします。

次に、4番目、西田議員の質問を許します。

西田議員。

〔3番 西田いく子君 登壇〕

○3番（西田いく子君） 通告に基づきまして、一般質問を行います。1問目、住民生活を応援する公共交通に、について質問いたします。

町長就任後初の令和2年6月定例会の所信表明で、公共交通については既に6月1日の運行開始に向け事業が進められており、中略します。予定どおり運行を開始させていただきました。現在の運行計画が完成形でないということでもありますので、費用対効果などを見極めながら、必要に応じて変えていかなければならないものと考えておりますとの言葉で始まりました。この令和2年度を振り返る9月議会冒頭の令和2年度主要施策決算報告では、公共交通について、現在実証運行を行っているところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う自粛等の影響も考慮しながら、引き続き地域に即した持続可能な地域公共交通の実現に向け、検証を行ってまいりますと、将来に向けてについて言及していらっしゃいました。前向きなメッセージだと捉えて、私も住民の声を集め、より良い公共交通となるよう、議会で発言していきたいと改めて思ったところです。2003年に太子町に循環バスを走らせる会が発足し、住民運動を進めてきましたが、まずは乗り合いワゴン車という形で一歩前進し、ようやく昨年6月に金剛バスの路線増、コミュニティバス路線で待望の地域公共交通の運行が始まりました。今は9月ですから、地域公共交通が動き出して1年以上が経過いたしました。コロナ禍で当初の予定どおりに進んでいないのは一定仕方がないと思いますけれども、現状、利用状況を教えてくだ

さい。又、この現状をどうお考えでしょうか。

太子町線や広域農道を走る金剛バスの新路線ができ、周辺住民の方は喜んでおられます。一方で、地域公共交通の再編に向けた検討で、公共交通を利用できる人、公共交通の利用が困難な人に分けて考えることを基本にしたため、これまで58か所の停留所を持つ福祉施策としてのお出かけ支援の予約型乗り合いワゴン車が8か所のサロン送迎でしか使えなくなりました。病院、体育館、買物ができることが喜ばれていて、毎日町内で見かけていた、たいしくんのワゴン車がほとんど見かけられなくなりました。ワゴン車で買物や病院に通っていた方は有料の地域支え合い型移動サービスや福祉介護タクシーなどの有料の移動サービスに変わらざるを得なくなりました。概ね60歳以上の方が福祉センターに行くためにだけに走っていた福祉センターバスをコミュニティバスにして有料にしました。金剛バスもコミュニティバスも年齢制限はありませんし、定時定点というのも分かりやすくていいのですけれども、地域公共交通が動き出して、利用方法が変わったことでの影響はないのでしょうか。新たな乗客が生まれているのでしょうか。逆にこれまで福祉センター直通お出かけ支援のワゴン車を利用していた方が利用できなくなったりはしていないのでしょうか。公共交通再編時、福祉は後退させないとおっしゃっていただきましたけれども、料金が発生したことが負担になり、外出支援が後退していないのでしょうか。現在の公共交通に係る事業費は一体幾らになっているのでしょうか。ワゴン車はどこが管理していて、ワゴン車の現在の稼働率はどうなっているのでしょうか。ワゴン車専属で運転士は雇用されていないのでしょうか。コミュニティバスの運転士さんの労働条件も気になるのですけれども、当初役場前に運転士さんの休憩場所を設置も考えられていたように思うのですけれども、ありませんので、運転手の休憩場所は確保されているのか、答弁をお願いいたします。

最後に、改善しようと考えていることが今あれば教えてください。令和3年3月29日に開かれました第3回太子町地域公共交通会議で、太子町コミュニティバスのルート見直し、ダイヤ修正がされました。バス停に時刻表を置くことも提案されていて、実施されています。このように、運行が始まってから改善されたこと、そのほかにも、停留所の増、バスルートの変更、追加など改善を考えていることがあるのでしょうか。乗換えも時間が合わなくて難しいのですけれども、一番面倒なのが支払いの方法です。チケット、パス、料金、小銭が必要で、荷物を持ってこれだけ用意するのはあまりにも不便です。実証運行中で見直すのであれば、その上で料金を取り続けるというのであれば、

財布から小銭を出して、チケットを出してパスを見せるのではなくて、堺市のように、お出かけ応援カード、ＩＣカードを扱えるようにできないでしょうか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（村井浩二君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 住民生活を応援する公共交通に、とのご質問について、福祉施策も含めまして、私のほうからご答弁申し上げます。

まず、昨年６月にスタートしました本町の新しい地域公共交通はこれまでの一般質問でもご答弁申し上げておりますとおり、町全域全ての住民の皆様を対象に公共交通を利用できる方と公共交通の利用が困難な方に分類した上で、福祉センター送迎バスと予約型乗り合いワゴンを含めた移動手段そのものを再構築したものでございます。この１年間の利用状況などの検証につきましては、新規路線を含めた金剛バスの運行状況と、町のコミュニティバスの実証運行の状況に加え、福祉施策であるサロン送迎事業の運行状況、又、住民団体が実施する地域支え合い型の移動支援サービスの活動状況などを総合的に検証する必要があります。

しかしながら、この１年につきましてはコロナ禍による不要不急の外出自粛の要請や、町立総合福祉センターの臨時休館など、住民の皆様の移動状況が平常時とはかなり異なっていること、又、民間事業者の金剛自動車や、地域支え合い型の移動サービスを実施する各住民団体などから運営に関する情報を提供していただく必要があることから、お答えできる内容が限定的になりますが、あらかじめご了承をお願いいたします。

新しい地域公共交通体系につきましては、金剛バスの新路線とコミュニティバスの新たな運行などにより、どの地域に住んでいても、誰もが利用できる交通の確保ができたものと考えております。又、これまでの福祉センター送迎バスと予約型乗り合いワゴンを利用していただいた方の状況でございますが、移動支援の相談を受けている役場窓口職員や社会福祉協議会の職員からも移動手段が向上したとの声は聞いておりますが、お困りの方の声は運営開始時の補助制度等への問合せを除いてほとんど聞いていないとのことでございます。

又、予約型乗り合いワゴンの車両を活用し、社会福祉協議会に委託しているサロン送迎に加え、総合福祉センター利用者支援制度や70歳以上の3分の1の方がご利用になっているお出かけ支援制度などの実績からも、福祉の移動サービスについては後退しているとは考えておりません。

次に、持続可能な地域公共交通の維持に大きく関係する事業費と利用者数についてのご質問でございます。

まず、地域公共交通の再編前の平成31年度の実績では、予約型乗合ワゴンの事業費が約750万円、利用者数が延べ7千863人、総合福祉センター送迎バスの事業費が約320万円、利用者数が延べ8千722人でございます。

次に、新しい地域公共交通を開始した昨年6月から今年5月までの1年間の実績でございますが、コミュニティバスの事業費が約1千680万円、利用者数が延べ7千864人、乗車運賃収入が約130万円で、収支率は8%、介護保険事業であるサロン送迎の事業費は約300万円、利用者数は、仮に12か月間開館した場合の推計値として延べ約7千500人となっております。そのほかの各補助制度の実績につきましては、総合福祉センター利用者支援制度の補助金は約80万円、利用者数が延べ5千571人、お出かけ支援制度の補助金は約250万円、利用者数が延べ2万5千470人、乗換え運賃補助は約10万円、利用者数が、延べ大人が582人、子どもが311人となっております。

次に、コミュニティバスの運転手の休憩所につきましては、運行当初より、役場駐車場に駐車し、庁舎1階休憩室を利用するものとしておりますが、運行の時間調整により、そのほかの場所で待機する場合がございます。

最後に、コミュニティバスをご利用の皆さんからいただいたお声を反映し、今年7月に、運行ダイヤと一部ルートの変更をさせていただいたところでございますが、ICカードの導入については、現時点で実施する予定はございません。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） ありがとうございます。乗合ワゴン車と福祉センターがバス、走っていたときは1千万円で、去年の6月から5月までを足せば2千600万円ほどになるのでしょうかね。もうちょっとかなですけれども、元々の予定、これを走らせたら幾らになるかというのは、2千600万円の事業費になると言っておられて、200万円の収益を目標にしていたのですが、新型コロナウイルス感染症の影響があって、その数字にはならなかったのかなと思うんですけれども、それでも、今1千万円でやっていたのに比べたら、誰もが利用できるようになったのですけれども、経費としては、事業費としては2倍以上かかっているということですので、2倍以上の住民さんが利用したら、

それも今までよりも増えたということになって公共交通として良くなったという一面があるのかなと思います。コロナ禍で少し数字ははっきりしないのが残念ですけども、少なくとも乗っている方が沢山いらっしやってよかったなと思うんです。ただ、後退しているとは考えていませんとおっしゃいましたけれども、この乗合ワゴン車の使い方が変わったことで、確実に利用できなくなった人はいます。総合体育館には行けませんし、ラ・ムーやカインズに金剛バスの梅川橋のバス停で降りることができても、荷物を持って時間どおりにバス停まで戻ってくるのは、高齢者の方は困難です。日中ワゴン車で病院に通っていたのに、ワゴン車がなくなったので、子どもが仕事から帰ってくるのを待って、夜間に連れていってもらわなければならなくなった方もいらっしやいます。新路線ができ、公共交通が前進した部分もありますが、行けなくなった人がいるというのは、外出支援での後退部分であることを認識していただきたいと思います。だから、お困りの声はほとんど聞いてないとおっしゃいますが、それは声を上げなければ、その人が直接役場に声を上げなければ、何も言ってこないという結果になるかと思うのですが、少なくとも総合体育館にいらっしやる方が、いつも来ていた人が、ワゴン車がなくなって来なくなったわというある一定の人を思い浮かべて、残念がっている方がいらっしやるということでは後退というのではないのでしょうか。ですから、交通弱者を救っていただきたいと思うんです。たいしくんのワゴン車の有効活用が、町長がおっしゃっておられた、地域に即した持続可能な地域公共交通の実現に近づくためには必要不可欠です。地域公共交通会議では、金剛バスが本格運行で進められていることから、主に議論されるのは、実証運行中のコミュニティバスについてで、残念ながら外出支援として活躍していたワゴン車のことは議題に上がりません。先ほど総合的に考えるとおっしゃいましたが、では、その総合的に考えるというのはこの会議の場ではなくて、どこか別の場所なんでしょうか。そういうことがちょっと分かりません。ワゴン車を有償ボランティアに変えて、8か所のサロンしか行けなくなったことでのことは会議では触れられていません。そこでお尋ねします。

ワゴン車や地域支え合い型移動サービスの現状は、地域公共交通会議を考える上で必要ないということなんでしょうか。緊急事態宣言が出される度に総合福祉センターが臨時休館になっていることもあって、ワゴン車のサロン送迎の出番も、買物支援の出番もなくなっていることなんでしょうけれども、あれだけ町内を走っていたワゴン車が町内で見かけることがほとんどなくなっています。このままではたいしくんのワゴン車

が廃止されるのではないかと心配の声があるのをご存じでしょうか。高齢者のお出かけ支援、買物支援のワゴン車が担ってきたことを現在の運行ではカバーできていないと思います。だったら、それは福祉施策の後退ではないでしょうか。ワゴン車はありますし、運転士さんの人件費も出ているのですから、稼働してこそ値打ちがあるのではないのでしょうか。ワゴン車の活用について、もう一度お尋ねします。

改善しようと思っていることもあるようですけれども、富田林市では新型コロナウイルス感染症の影響による経営的負担を緩和すると共に、市民等の公共交通の利用を促進し、もって市民生活に不可欠な移動手段である公共交通の維持に寄与することを目的に、バスやタクシー事業者に対して、富田林市公共交通事業者応援補助金を令和2年11月1日から令和3年2月28日まで交付しました。太子町でも、今後追加で国から新型コロナウイルス感染症対応の交付金が出れば、住民にも事業者応援にもなるバス、タクシー代補助を実施してはいかがでしょうか。無料にすることで、バスの乗車率が上がるかどうかの実証実験にもなっているのではないのでしょうか、提案します。

国の制度、地域公共交通バリア解消促進等事業、バリアフリー化設備等整備事業や、地域公共交通確保維持事業、陸上交通・地域間幹線系統補助など、活用できないものでしょうか。使える国の制度があつて、金剛バスやコミュニティバスでICカードが使えるようになれば、小銭を用意するという手間が1つ省けます。また、小川先生が磯長台の福祉を考える集いでお話しされたときに、これからのバスは通勤通学のための公共交通ではない。日中家にいる人、高齢者の移動手段、コロナ禍で室内より郊外での散策を望む観光客を町内の名所に運ぶなどに目を向け、地域公共交通は誰を乗せ、どこに行くのかを明確にするべきだとおっしゃっていました。総合体育館、二上山、観光みかん園、二子塚古墳などの太子町の見どころを、公共交通をどう結ぶのかも考えれば、乗客も増えるのではないのでしょうか。様々な声を集め、改善、充実をお願いしたいのですけれども、声を聞く場をお考えでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（村井浩二君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 現在の交通体系はこれまでもご説明させていただいておりますとおり、福祉センター送迎バス及び予約型乗合ワゴンの試行運行を含めた地域公共交通の再編としており、公共交通を利用できる人については、金剛バスとコミュニティバスを利用いただき、公共交通の利用が困難な人については地域支え合い型の移動サービスのご利用をお願いしているところでございます。なお、地域支え合い型の移

動サービスの担い手への負担軽減と担い手確保の観点から、公用車貸出し制度による側面支援をさせていただいているところでございます。又、サロン送迎事業につきましては、各交流サロンの発着の買物ツアーを継続、実施していると共に、臨時的にワクチン接種の送迎にも利用させていただいているところでございます。いずれにいたしましても、引き続き、地域公共交通会議において継続的な検証を行うと共に検討を進めることになるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） ワゴン車も会議の議題にちゃんと上げてください。よろしくお願ひします。昨日は太子町に循環バスを走らせる会主催で小川先生を招いて、地域公共交通の持続可能な運営と社会的役割をテーマにお話をさせていただき、その後、懇談をいたしました。小川先生からの提案は、バスを使ったライフスタイルを提案してほしい、バスを使っている人の声を知りたい、そうおっしゃっておられましたから、ぜひ住民の声を聞く場を設けてほしいと思います。又、地域公共交通単体で赤字だから駄目とか、黒字にしなければではありませんと、公共交通が赤字でも、医療費が減った、交通安全につながった、スクールバスに活用できたなど、ほかでも潤うものがあれば、それをクロスセクター効果と言うらしいんですけれども、それを地域公共交通の多面的な効果に目を向ける必要があるとのこと。バス停の場所については、有償であることで規制が厳しくなることもあるので、収支の結果から、本当に有償でもいいのか、これを考えることがあってもいいともおっしゃっておられました。改めて実証運行とは、料金体系についても問い直すことができる幅を持ったものだという事を小川先生に気づかせていただきました。

福祉施策と地域公共交通との関係をお尋ねしましたが、本当に何度も言っているのですけれども、中々答えていただけないことに、それであるならば、福祉介護タクシー助成はどうなったのでしょうか。福祉介護タクシー助成を地域公共交通の検討と一体的に検討を進めると言いながら、全く進んでいません。早急に実施するよう求めます。

最後に、参加していた方から出された意見なのですけれども、なぜ地域公共交通会議に議員が参加していないのか、会議でほとんど発言しない人もいます。議会での動きも知りたいので、議員も会議に参加してほしいという声がありました。これに対して小川会長は賛同し、お隣の河南町は議員が2人入っているのに、なぜ太子町が入っていない

いのか不思議です。私も入れてほしいと言ったけれども、当時の方が言われたんですよ。当時の説明では、議員が入りたくないと言っているのも無理だと聞いているとのことです。今期初めて議員になられた方は知らなくて当たり前ですけども、前期からの議員の皆さん、そんなことを言ったことはなかったと思うんです。大体、入りたいか、入りたくないか尋ねられたことはありませんし、私たち日本共産党は一貫して会議のメンバーに議員を入れてほしいと言ってきました。参加している委員さんや会長にぜひ議員もと言われていたのですから、議員の参加を認めていただけないでしょうか。太子町地域公共交通会議条例の第3条には、交通会議の委員は25人以内で組織するとありますけれども、25人いないと思うんです。ぜひ参加させていただきようお願いいたします。この質問は終わります。

続きまして、2問目、図書館と公民館の複合施設ではないのか、生涯学習施設について質問いたします。

町長が昨年の所信表明で、(仮称)生涯学習施設整備事業について、今議会での予算計上につきましては、一旦見送りすると表明してから、文化連盟の方々もお怒りになって大変だったのですけれども、9月に実証結果が出たということで建設事業が動き出したという経過があり、9月10日の第29回生涯学習施設建設調査特別委員会では、スケジュールに沿って来年9月開館で進めてきたけれど、12月議会で債務負担として設定して、開館を早めることができればとの説明がありました。いよいよ待ち望んだ図書館、新しくなった公民館と一緒に生涯学習施設ができるのだとわくわくしていたら、受益者負担の原則、有料にする、図書館ができてから、住民の意見を聞くと、これまでの議会での説明と違うことを言い出して驚きました。前町長のときですけども、公民館は今までどおり無料なのかと確認した際は、今までどおりとの返事もらっていました。今でも、太子町立公民館設置条例の第9条に、使用料とかあるのですが、公民館の使用については、使用者から使用料を徴収するとは書かれています。第10条で使用料の免除、教育委員会は公用または公益事業のため公民館を使用するときで、教育委員会が相当の理由があると認めるときは使用料を減免することができるとあります。住民で使用料を取られた方はいないのではないかと思います。なぜなら第1条で、社会教育法第24条の規定に基づき、本町に公民館を設置すると、社会教育法に則った施設として設置しているからです。又、第2条で、本町住民のために生活に即する教育及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養と生活文化の向上、社会福祉の増進を図るを目

的とするとの目的を定めているからです。では、その基になる社会教育法第3条にはどう書かれているのか。国及び地方公共団体は、この法律及びほかの法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作成、頒布、それらのその他の方法により、全ての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。国及び地方公共団体は前項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することに鑑み、学校教育との連携の確保に努めると共に家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする、このような教育的立場からなる崇高な理念や目的を投げ捨てた施設にしようとしているのでしょうか。

負担の公平だと受益者負担を言いますがけれども、多くの人を使う施設になるように努力すべきで、利用しない人のことを考えて有料にするのですか。無料で抽せんしないと借りられないくらい活気ある施設になればいいのではないのでしょうか。町の施設は使ってもらってこそ値打ちがあるのではないのでしょうか。有料になることで毎週活動していたサークルが隔週になったり、人数が減ったりやめてしまうことになったら本末転倒ではないのでしょうか。受益者負担の原則と言いますが、市場経済ではありません。住民福祉の向上を図るために仕事をしているのではないのでしょうか。受益者負担の原則は公共には通じません。無料だったバスを有料にし、無料だった公民館を有料にした後、太子町が得るものは一体何なのか。有料にすることで得るものの利点は何でしょう。受益者負担の原則とは一体どういうことでしょうか。どこの法律に記されているのでしょうか。私は残念ながら、よるべき法律を見つけることができませんでしたので、詳しく説明をお願いします。

2点目、施設の中身について。公民館部分については、文化連盟をはじめ、公民館利用者からアンケートを取り、これまでの説明からも施設の設備など、住民の意見が一定反映されていると思いますが、図書館についての意見は利用者からのアンケートは取っていただいておりますが、ほとんど聞いていないと思います。ですので、これまで何度も図書館については、どんな図書館にしたいのか、住民の意見を聞く場を設けてほしいと言いつけてきました。その度に検討しますとの答えでした。ところがここに来て、図書館ができてから聞きます。そんなおかしな話はありません。ある程度書庫の位置とか決まっているでしょう。でも、どんな図書館にしたいか、あのかわいらしい図面を見せ

て、子どもたちに聞くのもいいのではないのでしょうか。自分たちの意見が新しい図書館に取り入れられてもらったと思えば、図書館に通う子どもが1人増えるかもしれないではないですか。10億円もかけて建てた図書館も公民館も、誰も来ないような施設になってうれしいのでしょうか。改めてお尋ねします。施設オープンまで予定で行けば1年あります。7月オープンでも10か月です。住民の声を聞く場を持つ、これまでお願いしてきた図書館協議会などの会議体の立ち上げについて、いかがお考えでしょうか。以上2点、答弁をお願いします。

○議長（村井浩二君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） （仮称）生涯学習施設の使用料の考え方、並びに図書室に対する住民の皆様の声の反映についてといった点のご質問に対しまして、ご答弁をさせていただきます。

（仮称）生涯学習施設につきましては、令和2年12月19日に住民説明会を開催させていただき、施設機能や工事スケジュールなどと併せて受益者負担の原則に基づく施設の有料化の考え方についてもご説明をし、参加者の皆様からは有料、無料、双方のご意見をいただいたところとなっております。地方自治体において整備する様々な公共施設には、道路のように不特定多数の住民が必然的に使用する施設と多様化する住民の生活スタイルの中で、より良い生活を求める個人的ニーズや嗜好及び性別、年齢などにより、その必要性が異なる施設がございます。行政には、施設設置者として、公共施設が持つそれぞれの機能を維持し、より良い環境でご使用いただく管理者責務があり、当然そのための経費を要することとなります。その経費の全てを公費、いわゆる税金で賄うことになれば、施設を利用しない方も利用する方と同額を間接的に税という形で負担することとなり、施設の利用者との負担の公平性が確保できないということになるため、使用料を負担する施設の利用者と施設を利用しないが、税によってその経費を負担することになる住民の双方の理解を得ることが重要であると考えます。そのため、施設運営に係る経費の一部を使用料としてご負担いただく受益者負担が原則であると考えております。太子町の現有施設、又、近隣市町村、類似団体等の公共施設の状況も踏まえ、開館に向け、使用料の適切な在り方について検討してまいりたいと考えております。

（仮称）生涯学習施設は、当初老朽化した公民館の建て替えと狭小な図書室を新たに図書館として拡大する事業としてスタートをしました。更に、近年国が推し進める公共施設適正化による施設の集約化、複合化事業として新たに観光交流センターの機能も併

せ持つ複合施設として再編整備することとなり、これまでの公民館利用者に限らず、住民の皆様幅広くご利用いただける施設にしたいと考えております。今後は有料化により利用者が減少したというふうなことがないよう、住民ニーズに合った教室や新しい取組などを企画することにより、新たな利用層の拡大などにより、施設の活性化に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、図書館につきましては、令和元年5月に図書室利用者を対象とした新図書館に関するアンケートを実施し、約200人の方から貴重なご意見を頂戴しました。内容は、図書館の書架の配置、乳児のおむつ交換もできる多目的トイレの設置など設備に伴うものから、活字離れが進んでいると言われている青少年層向けのライトノベルの選書など様々なもので、整備内容にとどまらず、新たに購入する図書の選書にも積極的に取り入れさせていただき、図書整備については、利用者の意見を十分に反映させていただいたものと考えております。開館後も引き続き利用者をはじめとした住民の皆様からのご意見を拝聴する場を設け、誰もが訪れやすく親しめる図書館という当初コンセプトのとおり、図書室をよくご利用いただいている方はもちろん、今まで利用したことがない方や、しばらく利用していなかった方にも、図書館に行きたいと思っただけのような取組を推進し、環境整備や蔵書構成、関連事業などに工夫を凝らし、より良い図書館運営に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（村井浩二君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） どうして使用料に受益者負担の原則を持つてくるのでしょうか。私、駅でいろいろしゃべることが金曜日、あるんですけども、そこで若い女性の方がいらっしゃって、本当にコロナ禍の中で困っているんですけど、その方おっしゃるんです。いろんな対策打っていますけれども、町がやる、自治体がやるのは、子育て支援には一生懸命やっていますけれども、私、子どももいないんです。仕事が大変で、給料も減らされていますけれども、私みたいな働いている1人の女性なんかには何にも手だてないですとおっしゃいましたよ。その人に受益者負担、その人、受けていないというのだったら何か手を差し伸べるんですか。そんなこと一々しないではないですか。自治体で働く方にこんなことを申し上げるのは大変失礼かと思っておりますけれども、地方自治法第224条に、普通地方公共団体は政令で定める場合を除くほか、数人または普通地方公共団体の一部に利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に

利益を受ける者から、その受益の限度において分担金を徴収することができると思います。使用料や手数料、それに公共料金は狭義の受益者負担といっても、本来の受益者負担とは考えられていません。本来の受益者負担とは、地方公共団体の第224条で規定されている分担金のように、特別に利益を受けた者にその受益を限度として徴収するものと理解するのが原則で、地方財政で受益者負担を活用する領域は限定され、地方財政の合理化、効率化の旗印のもとに安易に拡大すべきではないと述べられています。しかし、この受益者負担の原則があたかも法律であるように言って、自治体がやってもいいかのように喧伝してきたのは自民党政治で、それは教育委員会が一番多く負担を被っていると思うんですけれども、教育に多く表れています。日本は自民党政権が受益者負担、つまり教育を受けているのは学生本人なんだから、本人とその親が学費を負担すべきだという議論を持ち込んで学費をどんどん値上げしています。1970年に1万2千円だった国立大学の授業料は、今では国立大学の初年度納付金の平均額は81万7千800円です。経済協力開発機構、OECD加盟34か国の中で、大学の授業料が有償で、しかも給付制奨学金がないなんて国は日本だけだという恥ずかしさです。ウィキペディアが正しいかどうかは分かりませんが、そこでも正論が書かれています。原則として、市場経済において市場の失敗が生じない限り、利益を受ける者、受益者が市場で決める価格を支払い、負担し、その経費及び生産者への利益に回す仕組みが最適となることを述べたものである。基本的に受益者はサービスの購入によって、その支払い額以上の便益、利益を得る。公共財に対しては、その定義である非排除性、あるいは非競争性、競合性により、通常は市場の失敗が生じ、最適が実現不可とされ、したがって受益者負担の適用前提条件外と考えられている。しかし、公共財の受益者に対しても受益者負担を適用する考え方も存在し、存在するだけです。ある特定の公共財の建設や改良を行うことにより、特にその利益を受ける者、受益者が原則として、その利益に見合った経費を負担することを言うと言いますが、本当に公的な場がそういうことを言うものではないというのが当たり前になっています。ですから、この例外的なことにすがるって、文化、教養の場、社会教育の場を、受益者負担は当たり前で10億円の足しにもならない料金を住民から奪うのは、これまで町のために力を尽くしてきた住民の心を冷やし、聖徳太子のまちが泣く暴挙だと申し上げ、再考を求めて、この質問は終わります。

3問目、適切な介護保険料への引下げをについて質問します。

2000年から始まった介護保険制度は、3年ごとに料金改定を経て、2021年か

ら第8期が始まっています。この間、介護保険料は上がり続け、太子町の65歳以上の方の保険料基準額は、第1期、2千925円から第8期では6千480円と、当初の2.21倍以上引き上がっています。都道府県別で見ると、大阪府と沖縄県が最も高い6千826円で、太子町の6千480円の保険料は全国一高い大阪府の中で10番目の高い保険料基準額になっています。年金は下がる一方なのにです。保険料はどんどん値上げされていくのに、介護保険のサービスはどんどん引き下げられ、保険あって介護なしの状況がひどくなる一方です。医療保険を払って医者にかからない人はほとんどいませんけれども、介護保険は家族介護から社会で支える介護へというスローガンを掲げて導入されながら、実際には要介護度に応じてサービス内容や支給額が制限され、スタート当初から、保険あって介護なしと言われる欠陥があり、更に歴代政権の社会保障費削減路線のもと、負担増やサービス取上げの制度改悪が繰り返され、介護保険だけで在宅生活を維持できない状況はますます深刻化しています。給付削減の改悪は、利用者、家族を苦しめると共に、いざというときに使えない制度という国民の不信を高めています。その上、大多数が有無を言わず年金からの天引きですから、国も自治体も確実に徴収できる仕組みになっています。高過ぎる介護保険料を引き下げてほしい、これが住民の願いです。制度の枠内でこの思いにいかにかかり添うか、介護サービスを受けさせない、申請させない、このやり方で窓口で締め出して利用料を抑えることで介護保険料が上がることを抑えている自治体もあります。太子町はそんなことはしていませんので、介護保険を利用している人は喜んでおられます。でも、どうしてもそうすると利用料が保険料に跳ね返ってきます。高くならざるを得ません。なので、これまでの太子町は、準備基金が残ったら、次期の介護保険料の引下げに全額充当してきました。所得階層を細かく分けて、比較的所得の高い方に負担してもらうなどの努力をして、値上げ幅を抑えたり据え置いたりなど、努力をしてきました。ところが、この余った準備基金は次の保険料引下げに使うという大原則が、第8期の保険料では破られてしまいました。3月議会でも一般質問を行いました。私の介護保険料の引上げを求める質問に対し、第8期事業計画では団塊世代が75歳となる令和7年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えた中長期的計画となっており、未来、本町の高齢者福祉施策を安定的に実施するためにも、第9期事業計画を視野に入れた保険料設定を行っておりますとの答弁でした。

改めてお尋ねします。6年間、9年間など、中長期的な将来を見越して計算しなさい

とはどこにも書いていないと思うのですけれども、介護保険料の算定方法はどうなっているのでしょうか。本来、介護保険料は3年間で必要額がプラスマイナスゼロが計画どおりで正解なのではないのでしょうか。最終1億4千371万1千円を残すような、第7期の保険料算定は大失敗なのではないのでしょうか。それとも、計算を間違ったからこんなに残ってしまったのでしょうか。残ったお金のたった5千万円しか繰り入れませんでした、本来基金は何のために使うことになっているのでしょうか。まさか貯金しろとはなっていないと思うのですけれども、又、たとえ計算が甘くて足りなくなって赤字だったとしても、現に太子町は2期が安過ぎて、大阪府にお金を借りて、第3期では借りたお金分を第3期の保険料に上乘せしたときがありました。ところが、この間、赤字になって、大阪府にお金を借りなければならないような自治体はもうありません。だったら大阪府にも準備基金があると思うんです。基金残高は積み上がるばかりではないのでしょうか。大阪府の財政安定化基金残高は今一体どれくらいあるのでしょうか。

2021年度も9月、半年が過ぎようとしています。第8期の1年目ですけれども、コロナ感染症が収束の目途も見えず、緊急事態宣言が延長もされている中、福祉センターでの事業もストップしています。今年度のサービス利用は計画どおりに進んでいるのでしょうか。給付が思ったより伸びず、この1年目も計画値より低くなれば、更に基金が積み上がることになります。更に積み増すようならば、値上げの必要はなかったとは思いませんか。65歳以上の住民の方は介護保険料だけ払っているわけではありません。太子町は水道料金が、プロパンガスは都市ガスに比べて高い、国民健康保険料も高い、年を重ねれば何かしらの病気にもなるけれど、総合病院がない。町外の総合病院に行こうと思えば、交通費も時間もかかります。その上、それらの生活に分け隔てなく10%の消費税がのしかかります。暮らしに欠かせない支出を積み上げると、65歳以上の年金暮らしの高齢者の暮らしがどれだけ大変か、想像に難くありません。プロパンガスや消費税等を太子町がどうこうできるものではありませんけれども、介護保険料は太子町が決めるものです。私たち日本共産党は一般会計を使ってでも高過ぎる介護保険料を引き下げてほしい、こう言い続けてまいりましたが、そうしなくても、今、基金、貯金があるではありませんか。余ったお金は第7期で払い続けてきた住民から取り過ぎた保険料です。取り過ぎたと言って一人ひとりに返せないから、次期の保険料引下げに全額投入して、保険料引下げの原資にしてきたのが、これまでの太子町だったのではないのでしょうか。今からでも遅くありません。介護保険料の引下げを求めます。答弁を願

いします。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 適切な介護保険料への引下げをとのご質問に対しまして、私のほうからご答弁申し上げます。

まず、介護保険料の算定方法についてでございますが、介護保険料が3年を1期とする介護保険事業計画に基づき、各計画策定年度における計画期間の高齢者人口の増や、それに伴う給付費の増など、その時点における介護保険情勢を考慮しつつ見込んだ上で、必要な保険料を確保することができるよう保険料を設定しております。なお、現在の第8期計画では、団塊世代が75歳以上となる令和7年度及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度を見据えた中長期的な視点を持つ計画となっております。又、介護給付費準備基金の活用方法につきましては、第8期計画期間中に準備基金を全額活用いたしますと、保険料は約6千150円で、第7期計画と同程度となりますが、次期第9期計画の保険料が約7千600円程度となり、急激に保険料を引き上げる必要が生じることが見込まれます。そのため、激変緩和対策として準備基金を活用し、8期と9期のそれぞれで約5千万円を取り崩すことで、第8期及び第9期計画の保険料基準の上がり幅を抑えることとしたものでございます。

次に、介護給付費準備基金の活用及び残高についてでございますが、各計画年度における保険料については、次期計画期間の高齢者人口と、それに伴う給付費の増など介護保険情勢や基金の取崩しについても調査、検討し、保険料を設定したものでございます。令和2年度末の介護給付費準備基金残高、約1億1千800万円については、施設入所状況など、第7期計画の計画値を下回ったことで基金への積立てが可能となったこと、社会福祉協議会との連携による地域支援事業の継続的な実施、並びにお達者トレーニング、元気ぐんぐんトレーニングなど、各種トレーニング教室においてフレイル予防に積極的に取り組んだ結果が反映されていると考えております。又、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度におきましては、通所を中心としたサービス利用を控える動きがあったことから、給付費の増加が見込んでいたよりも縮小したほか、地域支援事業における各種介護予防事業においても、計画値に比べますと大幅な実施回数の減少となっており、総合福祉センターで実施しておりますお達者トレーニングなども、総合福祉センターの休館に伴い、大幅に参加人数が減少しているほか、地域における住民主体の介護予防啓発活動を行っている町内8か所の交流サロンにつきましても、活動

自粛をされているサロンもあることから、参加人数は減少をいたしております。これらの結果といたしまして、令和2年度の準備基金残高が約1億1千800万円となったものと考えており、第7期における保険料の設定において誤りがあったものとは考えておりません。なお、大阪府が設置いたします介護保険財政安定化基金の残高でございますが、令和2年度末で約89億1千万円となっております。

次に、令和3年度から第8期事業計画の見通しについてでございますが、本町における高齢化率は、第8期計画策定期の令和3年2月末時点で29.6%と、今後も高齢化が進行していく中、認定者数の増加に伴う重度化防止の各種サービスなどの利用も増加が予想され、給付費も年々増加を続けていることから、保険料の上昇が避けられない状況となっております。又、新型コロナウイルス感染症の影響により利用が控えられていた介護サービスについても、今後、新型コロナウイルス感染症が収束するにつれ、計画値に近づいていくと考えておりますことから、現状において介護保険料を引き下げることは考えておりません。いずれにいたしましても、介護給付費準備基金につきましては、被保険者の皆様からの保険料が積み立てられたものであることから、今後も引き続き、効率的、効果的に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） ありがとうございます。大阪府のほうに89億1千万円もあるんでしたら、本当に今、赤字になって借りるような自治体なんてないんです。大阪府と連携して頑張っていくというのであれば、大阪府に苦しい状況にある自治体、住民さんのためにここをため込むのではなくて、うちの基金がもう使いたくないとおっしゃるのであれば、これを出せというのは大きく府に言ってください。よろしくお願いします。本当に太子町は小さなまちの特性を生かしてと町長も言いましたけれども、小さなまちやからすごくいいところがあると思うんです。介護保険かって誰も締め出ししませんから、受けやすくなっていますし、そこに至るまでの介護予防事業、本当に細かく細かくやられているので、先ほども失敗したのと違うのかというところに、介護予防事業などに力を入れてきたからだとおっしゃっていただいたのはうれしいなと思いますし、小さなまちだからこそ、施設入所者が1人、2人、計画値から狂えば、お金が残るというのも分かるんですけれども、では、残ったお金はどうしましょうかというのはやっぱり考えていかなあかんと思うんです。だから、大阪社会保障推進協議会という団体があるん

ですけれども、その団体が2021年1月9日出した文書の中では、大阪府内市町村第8期介護保険事業計画緊急調査という調査結果がありました。その中でほとんどの方、この時期パブリックコメントを取っても、料金なんか一切書かないではないですか。でも、だからほとんどの自治体が検討中、未定と答えているんですけれども、その自治体が多い中で、太子町は第8期の介護保険料は第7期と同じ6千150円、据え置くという数字が書かれていました。これらでも、第8期の保険料が幾らになるんですかと問いましたら、先ほど子安部長も言いましたけれども、基金を投入したら据え置くことができるという数字も出していたのは、ここで一度数字をそういう社保協というんですが、団体に上げていたという実績があつたことだったのかなと思っているんです。据え置けるという試算ができていたんですから、本当は太子町として、この1月9日出したまでの時点では据え置く予定だったのではないのでしょうかと思うんです。だから、どこかで横やりが入って値上げになったのではないのかなと思うんですけれども、その辺り、どうなっているのか教えてください。3年度途中でも介護保険料を引き下げることが可能です。藤井寺市が住民から基金をためるな、基金使って保険料を下げろというのを、ここは藤井寺に社保協という団体があるんですけれども、そこは一生懸命やったことで、いろんなほかの要素もあるにしたって、3年の途中で介護保険料を値下げしました。ですから、3年間動かさないということはなく、保険料の引下げは可能です。何より、万が一予期せぬことで赤字が出て、大阪府の財政安定化基金から借りることができるし、借りたとしても、銀行に借りたら利子を払わなければいけませんけれども、利子を取られることはありません。今回基準額で330円の値上げですが、第3期で借りての返済額は314円でした。住民さんから見れば、今回値上げされた金額より安く済んでいるということです。赤字が出ないようきちんとした計算は大切ですけれども、いざというときのために大阪府の基金があるんですから、3年スパンの保険料算定の基本に立ち返って保険料を引き下げてください。太子町介護保険事業介護給付費準備基金設置条例には、第1条、設置の目的で介護保険事業における中期財政運営を円滑に行うために、太子町介護保険事業介護給付費準備基金を設置すると書いてあります。基金を、令和22年を見た中長期計画と先ほどおっしゃいましたけれども、中長期計画で基金を持つとは書いておりません。これをやるということは、条例違反になるのではないのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 大阪府社会保障推進協議会による第8期介護保険事業計画策定状況アンケートの調査結果でございますが、アンケートの回答時点において、第8期保険料基準額の算定に必要な標準給付費見込額及び地域支援事業費などの基礎資料が作成中であったこと及び第8期計画の基礎資料となる地域の健康課題などを把握するための一般高齢者実態調査の調査、分析中であったことなどにより、第7期計画の基準値を引き継いでの回答となっております。しかしながら、各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み及び必要定員数、並びに地域支援事業量の見込みなど、その後の調査や厚生労働省が開発いたしました見える化システムによる介護サービス見込み量等の将来推計から給付費等の状況が明らかとなってきたこと、並びに未来、本町の高齢者福祉施策を安定的に実施するためにも、第9期計画を視野に入れた保険料設定に至ったところでございます。

又、先ほどもご答弁させていただいておりますように、第8期計画では団塊世代が75歳以上となる令和7年度及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度を見据えた中長期計画となっており、高齢者福祉施策を将来において安定的に実施するためにも、第9期計画を視野に入れた保険料設定としております。又、藤井寺市の計画期間中における介護保険料引下げにつきましては、第4期計画期間中に引下げを行ったと聞いておりますが、現時点においては、以上の保険料設定により、第8期計画期間中の保険料の引下げは考えておりません。

次に、大阪府の介護保険財政安定化基金からの借入れについてでございますが、介護保険財政を運営する中で準備基金を全額取り崩してもなお収支不足が生じる場合には、大阪府の財政安定化基金から貸付けを受けることとなります。ただし、その返済分は次期介護保険料に上乗せされ、結果的に次期保険料の更なる増額を招くこととなります。過去、第2期計画の保険料算定において、保険料の負担を軽減するため、3千39万2千円を借り入れた際、第2期計画保険料月額基準額は3千178円、第3期計画保険料月額基準額は4千862円となっており、この4千862円のうち、6.46%に当たる314円が財政安定化基金の償還による影響額となっております。このような事態を避けるためにも、介護保険財政の運営を維持するためには、一定額を準備基金に留保しておく必要があり、又、第9期計画を見据えた準備基金の取崩しとしております。

今回、第8期計画では、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛を余儀なくされている高齢者の方々も多い中、今後各種介護サービス利用の増、それに伴

う給付費の増なども予測されます。又、令和7年には高齢化率が31.9%となり、更に高齢化が進行していくことが予想されることや、これに伴い高齢者のみの世帯の増加や、認知症高齢者の増加が見込まれることから、介護サービスの需要が更に高まり、多様化することが想定されます。このような状況下において、第8期計画は中長期的な視点を持って計画を進めてまいりたいと、このように考えております。いずれにいたしましても、引き続き介護予防の更なる充実、又、介護保険の各種サービス提供体制の強化及び適切なサービスの利用促進などに努めると共に、第7期計画まで実践してきた各種高齢者施策を継承し、高齢者の方々が今後も住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムをより一層推進し、地域共生社会の実現を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 高齢化率が上がるのも、介護保険料が上がるのも、もう既成事実として分かっていたことではないですか。でも、そんな中で基金を使ってきたというルールをなぜ今回変えたかということは、やっぱり検証していただきたいと思います。この8月からまだ介護の補足給付制度、対象、縮小されています。改悪がまだまだ進んで、保険あって介護なしの状況に住民さんを追い込みながら、余ったお金は貯金するのはあんまりです。藤井寺市は本当に途中で値下げをしました。できないわけでは決してありません。住民のために少しでも安い保険料にしてあげたいと思うかどうかの話です。そんなにたくさん基金をため込む必要はありません。私は藤井寺がいろんな事情があるかもしれませんが、住民運動の中で引下げができたということですので、今回の分を1億1千800万円と言いますが、この間の9月議会では最終は1億4千371万1千円と言いました。お金をどう使うのか、やっぱり値下げに使うべきだということを住民さんにも広く知らせて、引下げに頑張っていたきたいですし、引き下げていきたいと思っていますので、私の質問を終わります。

○議長（村井浩二君） これにて、西田議員の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

（午後 0時00分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（村井浩二君） それでは、再開いたします。

次に、5番目、辻本博之議員の質問を許します。

辻本博之議員。

〔5番 辻本博之君 登壇〕

○5番（辻本博之君） 議席番号5番、公明党、辻本博之です。通告より、一般質問をさせていただきます。理事者におかれましては、適切なご答弁をお願いいたします。

まず、新型コロナウイルスにより、お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りすると共に、現在も治療に専念されている方、後遺症に悩まされている方など、一日も早く良くなりますようお願いしております。ワクチン接種も順調よく進み、本町では74%の方が2回接種を終えられております。これも医師会、又、医療従事者の皆様のご尽力のたまものです。本当に感謝申し上げます。今後ともよろしくをお願いいたします。

さて、近年、地球温暖化による異常気象と言われる自然災害が世界各地で頻発しております。我が国においても、局地的豪雨、一般にゲリラ豪雨と呼ばれているものによる浸水や河川の氾濫が多発しており、記憶に新しいところでは、令和3年7月に発生した静岡県熱海地区での集中豪雨による土石流、又、令和3年8月に九州、北陸、中国で断続的に前線が影響し、各地で大雨が続き、多くの河川で氾濫の被害が発生し、地域住民に避難指示が出ました。又、地域構造上、日本は地震が頻繁に起きる特徴があり、大阪管区気象台の調べでは、ここ数十年の間に南海トラフ地震の発生は切迫性が高まってきています。

災害はいつどこで起こるか分かりません。そのために防災対策が必須であることは、皆が周知しているところです。しかし、近年、災害を受けた人からよく聞かれる言葉は、今までに経験したことのない災害だったというような言葉ですが、これはそもそも多くの人々が大規模な災害の少なかった時代に育ったことや、地域コミュニティが崩壊したことによって、自然災害に関して地域の歴史等から学ぶことよりも、自分の今までの体験、経験から学ぶ傾向が強くなっている表れであるようにも感じられます。これまで町では防災対策として、適切なハード対策、例えば護岸工事や耐震補強、ソフト対策として、ハザードマップの作成や避難所情報の提供などを進めてこられたと思いますが、本町で力を入れて取り組んでいる防災・減災対策を具体的にお聞かせください。

○議長（村井浩二君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 太子町での防災・減災の取組について、私のほうからご

答弁申し上げます。

毎年のように、全国各地で激甚化する自然災害が発生しており、本町におきましても、防災・減災対策は重要な課題であると考えて取組を行っております。

まず、これまでの防災・減災対策におけるハード面の対策としまして、本町が管理する普通河川におきましては、平成30年9月に策定した普通河川個別施設計画に基づき、葉室地区の太井川上流部において護岸改修工事を、又、唐川などの上流部において、落差工や河床の改修を行い、今年度は浦ン川などの浚渫工事を予定しており、危険度や緊急度に応じて河川改修工事を計画的に実施しているところでございます。又、41橋梁及びトンネルにつきましては、5年に一度、近接目視による点検が法令で定められており、継続的な維持補修に努めているところでございますが、限られた財源で予算の平準化を図りつつ、改修工事を計画的に行っていくため、令和2年2月に策定した、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、昨年度は小田原1号橋の改修工事をを行い、今年度からは鹿向谷大橋の改修工事を予定しております。又、平成31年度から令和2年度にかけて、町内22か所の避難所に多言語化や、図記号を標準化し、夜間から早朝において、避難効果を発揮する高照度蓄光反射式避難場所等標識の設置を行っております。

次に、これまでのソフト面の対策としまして、地震等による被害軽減を図るため、昭和56年5月31日以前の木造住宅の耐震改修や除却等に対する補助金制度の運用を図っているところであり、平成31年度からは災害危険区域、土砂災害特別警戒区域に建築されている住宅に対し、移転または補強を促すために補助金制度を整備し、ホームページなどで周知を行っているところでございます。又、現福祉介護課、自治防災課及び社会福祉協議会が連携し、自主防災組織や町会を対象とした地域づくりからの支え合い勉強会を開催し、防災と自助、互助、共助の大切さをはじめ、地域の危険な場所や、一時避難場所などを記載した地域支え合いマップを作成するなど、啓発活動を行ってまいりました。

次に、近年、災害関連ニュースなどにおきまして、自ら命を守るためハザードマップを活用するようにとアナウンスされており、現在、本町では防災ガイドマップを全世帯に配布し、又、ホームページ内の防災・減災ウェブにおいて啓発を行っております。今年度におきましては、太子町防災ガイドマップを更新し、ハザードマップとしてリニューアルを行います。新しいハザードマップでは、本年1月29日に大阪府より作成されました、浸水想定区域図の内容を反映させた最新版に更新することに加え、本年5月に

災害対策基本法が改正され、市町村が発令する避難情報について、避難勧告、指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととするなどの変更が行われたことを受け、その内容について分かりやすく説明するもので、全世帯に配布してまいります。防災・減災につきましては、住民の皆様、自らの命は自らが守る意識を持っていただくと共に、本町では今後とも、ハード面、ソフト面の双方から取組を続け、安全で安心なまちの実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 辻本博之議員。

○5番（辻本博之君） 今後とも更なる向上、取組に町として万全な体制をよろしく願います。

次に、防災対策として、適切なハード対策やソフト対策を進めても、地域の人々が災害リスクに対する正しい共通認識を持たなければ、人命を守ることはできません。そして、継続的な地域社会を構築することも不可能です。防災は、施設整備が一段落すれば終わるものではありません。又、行政だけその任を負っているものでもありません。いわば行政、住民、地域コミュニティの協働が成立することによって初めて防災がなし得るという特徴を持っています。そのため、リスク認識や、災害時の対応に関する知識等を共有した地区コミュニティの再構築が必要です。その中には、自力での避難が難しい高齢者や障がい者に対する避難支援の在り方など、町民との共通認識も含まれるのではないのでしょうか。コロナ禍にあつて、これまでの防災意識の変革と対策が必須となっております。町民の防災・減災意識の変革のために実施している取組にはどのようなものがあるのでしょうか、お答えください。

○議長（村井浩二君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 町民の防災・減災意識の変革のための取組についてでございます。本町では、住民が自ら災害に備え、災害発生時に十分な防災活動が行われるよう地域の実情に応じた自発的な自主防災組織の育成を進めており、その取組の一環として、自主防災組織が行う防災活動に使用する資機材の整備について補助を行っております。又、先ほど、防災・減災対策のソフト面の取組でご説明いたしましたが、自主防災組織や町会を対象とした地域づくりからの支え合い勉強会などにより、啓発活動に取り組んでまいります。その中で、障がい者及び高齢者に対する避難支援につきましては、平成26年の災害対策基本法改正により、災害時に遅滞なく消防や警察と情報を

共有し、安否確認や救助に役立てられるよう、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられております。名簿対象者は外国人を含む介護保険制度による要介護認定3から5の認定を受けた方、身体障害者手帳1級または2級を所有する方、療育手帳Aを所有する方、精神障害者保健福祉手帳1級を所有する方、概ね70歳以上のひとり暮らしの方で、かつ災害時に自力避難に不安を抱く方のほか、難病患者、妊産婦、乳幼児などの方々の、8月末で145名を登録しております。

なお、避難行動要支援者名簿につきましては、令和2年11月に安否確認や救助に役立てていただけるよう、各町会長及び消防団に配布しております。又、名簿に登録された方で、要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するため、あらかじめ要支援者一人ひとりについて誰が支援し、どこの避難所へ誘導するかを定めておくため、本人の同意のもと、8月末現在60名の避難行動要支援者避難支援プランを策定し、町会、民生委員、児童委員などの避難支援者に情報提供しております。今後も引き続き、町民の皆様に対しまして、防災・減災に関する啓発活動を継続すると共に、避難行動要支援者登録制度の一層の周知を行いながら、町会及び民生委員児童委員並びに本町社会福祉協議会など関係機関との連携を図り、避難者行動要支援者へのより一層の支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 辻本博之議員。

○5番（辻本博之君） 答弁、ありがとうございました。どういった状況下にあっても、町として万全な対策が取れるよう、今後も前向きに取り組んでください。よろしくお願いいたします。コロナ禍にあるからこそ、防災・減災の在り方を地域住民と共に考えていかなければなりません。そのためにも更なる向上をお願いいたします。又、河南町や羽曳野市では、各家庭に常備しておくための防災リュックなどを住民に割安で提供するなどの施策を実施しております。本町でも、町民が関心を持って感染対策に留意しながら、防災・減災の意識改革に取り組める施策を模索していただきたいとして要望し、質問を終わらせていただきます。

○議長（村井浩二君） これにて辻本博之議員の質問を終わります。

次に、6番目、斧田議員の質問を許します。

斧田議員。

〔1番 斧田秀明君 登壇〕

○1番（斧田秀明君） 議席番号1番、しなが会の斧田秀明でございます。通告に基づきまして、質問させていただきます。今回は、太子町の道路行政についての質問でございます。

太子町は、私が言うまでもなく、日本遺産に認定されました最古の国道、竹内街道と共に歴史を重ねてまいりました。又、この最古の国道ができるよりも昔から、町内で産出されるサヌカイトや凝灰岩などの石材は、何百メートルもはるか離れた遺跡から発掘されています。このように、物や文化が道を通じて、日本の全国、又、世界につながってきたことは、歴史にも証明されています。

それでは、話は、現在に戻させていただきます。現在の太子町について、お願いします。太子町の道路状況を語るには、町内だけではなく、周辺市町村で行われる道路整備からも大きな影響があります。

それでは、まず初めに、近年の太子町を取り巻く道路整備状況の変化と、特に山城バイパスの現在の状況についての答弁をお願いしたいと思います。そして、道路整備を踏まえたまちづくりにつきまして、太子町の考え方について教えていただけたらと思っています。又、事業が進展している、進展していないにもかかわらず、今後、町がまちづくりをしていく上で注目している地域についてもご答弁をお願いします。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 太子町の道路行政について、道路整備を踏まえたまちづくりについてと、あと今後のまちづくりについてのご質問のご答弁を申し上げます。

太子町を取り巻く道路ネットワークは、時代と共に整備が進むと共に変化してきており、平成16年3月には南阪奈道路が全線開通し、平成30年3月には太子西条線が、令和元年8月には、府道美原太子線の粟ヶ池バイパスが供用開始されました。更には、現在近鉄長野線の高架化工事が進められており、完成すれば利便性だけでなく安全性が向上することに加え、地域間交流の活性化が期待されます。

なお、南阪奈道路により、本町と大阪都市圏や奈良県を結ぶ広域的なネットワークが構築され、自動車交通の利便性が飛躍的に向上しました。又、太子西条線の整備により大型商業施設が進出し、本町住民生活の向上につながるなど、道路整備は本町のまちづくりと住民生活に大きな影響をもたらしています。加えて、大阪府において、大阪府都市整備中期計画の見直しに伴い、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線、いわゆる山城バイパスの

延伸事業が再開と位置づけられ、今後道路予備設計、更には需要効果算出等の検討、事業実施の妥当性を判断する建設事業評価等が予定されております。山城バイパスの延伸が実現すれば、本町及び南河内地域の活性化と緊急時のネットワークの構築が期待される所です。

ご質問にもありました、道路整備を踏まえたまちづくりについてですが、本町を取り巻く道路ネットワークの変化や将来的な整備予定を踏まえつつ、本町の有する歴史や自然などの資源を有効に活用し、質の高い住環境と地域活力の向上を図ってまいります。そのため、第5次総合計画の土地利用方針との整合性を図りながら、都市計画マスタープランの土地利用に即した整備については、太子町都市計画審議会で審議を重ねていただき、本町にふさわしいまちづくりや地域活性化を目指してまいりたいと考えます。特に山城バイパス延伸が見込まれる周辺エリアは、事業化が進んだ場合、太子西条地区や太子インターチェンジ周辺の地域に続く大きなポテンシャルを持ったエリアと認識しており、企業誘致の視点はもとより、総合計画や都市計画マスタープランを策定する中で様々な視点から、土地利用に向けた整備方針を慎重に検討していければと考えております。

又、現状、太子インターチェンジ周辺地域の府道香芝太子線沿道の土地利用について、都市計画マスタープランでは、沿道系誘導地となっておりますが、更なる企業誘致を進めるため、都市計画の提案制度を活用した産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地を目的とする開発行為等の取扱いの基準の創設に向けて、大阪府と協議を進めてまいります。今後も大阪府と緊密に連携し、道路ネットワークを生かしながら、太子町にふさわしいまちづくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） ご丁寧なご答弁、ありがとうございます。まちづくりを進めていくためには、様々な計画と整合性を持って整備方針等が必要であり、将来を見る目が重要になってこようかと思えます。太子町を愛する田中町長の思いをぜひこのような計画の中に込めていただきながら、実現していただけたらと思えます。

実は、私が職員であったところの話ですが、ちょうどこの山城バイパスが大阪芸大のキャンパス内に、ボックスカルバートというんですか、トンネルを埋設するような工事もあったんですけども、その後、いよいよ太子町に入ってくるのかなと思ったときに

凍結されたという思い出があります。それと、先ほどお話のありました、府道香芝太子線沿道の土地のほうの形につきましても、ちょうど南阪奈道路をつくられるときの羽曳野や美原町の区域で産出された良質な土砂を処分する場所として、この山ノ谷川を改良するような形で土を入れられて、地元の人たちが集まって共同で土地区画整理のようなものをされて今のような形状になったというふうに思っております。特に、こういうふうな形で、これから事業をやっていかれる上で様々な規制や法律の手順等があり大変でしょうが、まちが活性していくためによりしくお願いしたいと思います。それと併せて、こういうふうな上位道路というんですか、大きな道のほうができてくるときには、町内を通過していくような交通というんですか、そういうふうなものについても注意を払いながら対応のほうをお願いできたらと思います。

続きまして、生活道路（町道）についての、老朽化についての質問でございます。私が住む磯長台の皆さんから強い意見をよく聞くのが、道路の老朽化についてです。開発というんですか、ちょうど団地ができて以来、1回も舗装が新しくないところもかなりあるというのが実態です。止まれや停止線などの路面標示も一部を除いて消えているような状況になっております。太子町の中の道路状況というんですか、老朽化の状況についての計画と今後の進め方についてご答弁をお願いします。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 生活道路についての太子町の町道の老朽化対策ということのご質問に対するご答弁を申し上げます。

太子町が管理する町道の多くが、整備後数十年が経過し、老朽化が進む中、その対策として、日頃から町道を常に良好な状態に保つため、道路パトロール等により路面の損傷及び異常箇所の把握に努めております。昨年度には、主なバス路線において舗装路面下の空洞発生状況の調査を実施し、補修を行ったところでございます。又、道路の舗装については、平成25年度に実施した道路ストック点検の結果を参考に、舗装の個別施設計画を作成し、路線の舗装のひび割れやわだち掘れ等の劣化度を測定して数値化を行い、それを基準に地域特性による優先度の判定を加え、舗装の補修工事の順位を決定し、限られた財源の中、一定の予算を確保しながら毎年計画的に実施している状況でございます。

直近では、平成30年度から竹内街道の春日西交差点を起点として、舗装の補修工事を一定区間に分けて順次施工しており、今年度も引き続き竹内街道のうち、町道大道線を

において舗装の補修工事を実施しているところでございます。竹内街道はご存じのとおり、平成29年4月に大阪府で初めて日本遺産に認定されており、太子町の中心的歴史文化景観を形成している重要な道路と考え、優先的に舗装の補修工事をしております。一方で調査が実施できていない狭隘道路については、劣化状況を踏まえ、車両や歩行者の通行に支障を来す恐れが著しくある場合は、緊急的に別途舗装の補修工事を適宜実施しております。又、高齢者や障がい者などをはじめとする全ての人が安全に安心して快適に歩道を通行できるようにするため、平成31年度に歩道舗装の個別施設計画を作成し、舗装路面の段差頻度による優先度を考慮し、舗装の修繕工事の順位を決定し、実施しておるところでございます。

平成31年度からは、町道喜志太子線の歩道の切下げ部のふち石や舗装の補修工事をスポット的に行い、今年度は町道西山龍王寺線の歩道を実施しているところでございます。なお、本町内で最も古い住宅団地の1つである磯長台地区については、幹線道路を除き、多くの道路舗装が開発当初に整備されたままになっている状況でございますが、今後予定されている他の事業者による道路掘削を伴う工事との計画と整合を図りながら検討する必要があると考えております。今後も道路の通行に当たり、支障を来さないよう、適切な管理状態を保つため、効率的で効果的な舗装の補修工事等に努めてまいりたいと考えており、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） ご答弁ありがとうございました。聞かせていただきまして、やはり気になるところが、財源が厳しいというふうなことであつたりとか、中々何というんですか、太子町だけでというよりも、ほかの埋設業者との関連という形でないと大きな事業というのは取り組みにくいというのが実態だということだったと思います。地元からの声で、先ほども説明があつたんですけれども、ここがちょっと傷んでいるというふうな声を伝えると、すぐに対応していただいているというふうなことで、住民の皆さんのほうからは、担当の方に対しての取組には感謝のほう、されております。しかし、中々それでは根本的な解決というふうなものには至らないと思います。これから、こういう町道の老朽化対策、特にアスファルトについてなんですけれども、耐久年度というふうなもののある一定の何年を超えるとということ、既に本当に老朽化が進んでいるというふうな尺度というのもつけてやってみてはいかがでしょうか。

高齢化が進んでいっている中で、住民の皆さんが本当に転んで骨折をして介護生活に至るといふようなことがないよう、今後ともご検討いただくようにしたいと思います。本当に道路、土木事業というふうな見方だけではなく、福祉のまちづくりというふうな観点の位置づけからも、できるだけ取り組んでいただけたらと思います。

それでは、これで質問のほうを終わらせていただきます。

○議長（村井浩二君） これにて斧田議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

本日の日程はこれで終了いたしました。

なお、最終本会議は22日に再開させていただきます。再開通知は省略とさせていただきますが、ご出席のほどよろしくお願い申し上げます。又、現在、台風14号が近畿地方へ接近が予想されております。理事者各位におかれましては、万全の体制で備えていただきますよう私からお願い申し上げます。

これにて散会といたします。本日はご苦労さまでございました。

（午後 1時34分 散会）

【第 3 日】

令和3年 第3回太子町議会定例会会議録

令和3年9月22日（水） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	斧田秀明君	6番	辻本馨君
2番	建石良明君	7番	中村直幸君
3番	西田いく子君	8番	森田忠彦君
4番	藤井千代美君	9番	山田強君
5番	辻本博之君	10番	村井浩二君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	住民人権課長	高上秀明君
副町長	藤原幹君	地域整備課長	堀内孝茂君
教育長	勝良憲治君	観光産業課長	西本武史君
政策総務部長	小角孝彦君	環境農林課長	木下明紀君
まちづくり推進部長	村上正規君	子育て支援課長	小路展裕君
健康福祉部長	子安逸二君	福祉介護課長	武部勝浩君
教育次長	池田貴則君	いきいき健康課長	松井靖君
秘書政策課長	東條信也君	保険医療課長	松岡健一君
総務財政課長	辻本知也君	教育総務課長 兼学校給食C所長	正野正君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	学務指導担当課長	矢野敦則君
税務課長	木村厚江君	生涯学習課長	鳥取勝憲君

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 植木友也

◎議事日程第3号

- 日程第1 認定第 1号 令和2年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について（決算常任委員長報告）
- 日程第2 認定第 2号 令和2年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第3 認定第 3号 令和2年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第4 認定第 4号 令和2年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第5 認定第 5号 令和2年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第6 認定第 6号 令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第7 認定第 7号 令和2年度太子町下水道事業会計決算の認定について（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第8 議案第26号 太子町税条例等中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第9 議案第27号 令和3年度太子町一般会計補正予算（第7号）（予算常任委員長報告）
- 日程第10 議案第28号 令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第11 議案第29号 令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第12 請願第 2号 「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋立に使用しないよう求める意見書」の提出を求める請願（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第13 意見書案第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 日程第14 閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員長・広報特別委員長・生涯学習施設建設調査特別委員長・観光拠点整備特別委員長）

(開会 午前 9時30分)

○議長(村井浩二君) 皆さん、おはようございます。

本日、第3回定例会最終日を迎えた訳でございますが、各委員会におかれましては精力的にご審議いただき、厚くお礼申し上げます。

本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより会議を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

○議長(村井浩二君) それでは、日程第1、認定第1号から日程第12、請願第2号までの以上12件を一括議題といたします。

各議案は、去る1日の本会議において、各常任委員会に審査を付託しておりますので、その結果について順次報告を願いたいいたします。

まず、決算常任委員会の報告を求めます。

森田議員。

[決算常任委員長 森田忠彦君 登壇]

○決算常任委員長(森田忠彦君) 決算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告します。

認定第1号、令和2年度太子町一般会計歳入歳出決算認定については、審議において、政策総務部関係では、町税に不納欠損額が発生した理由を問う質疑があり、転居先不明等の理由により徴収ができず、かつ5年が経過して時効を迎えたため、不納欠損処分したとのことでした。

また、三世代同居・近居支援補助金の実績を問う質疑については、平成30年度4件、平成31年度9件、令和2年度4件、今年度は現時点で6件の申請を受けているとのことでした。

更に、現状のままでは、財政調整基金が令和7年度に枯渇することへの対策を問う質疑に対しては、市町村民税はコロナの影響を直ちに受けるものではなかったが、市町村たばこ税は大きく減収しており、今後の財源確保が危惧される。人口減少と高齢化に伴う町税の減収も予想されることから、現役世代の定住促進や定年後の活躍できる場の創設といった施策を検討していく必要があるとのことでした。

また、地域公共交通事業について、赤字運営の現状を踏まえ、中つり広告収入など、運賃以外の利益創出を図る考えを問う質疑に対しては、現在のところ広告収入による財源補填は考えていない。本事業は、住民生活に必要な移動手段を確保するという考えの下で運営しており、収支については、今後の実証運行を通じて検証していきたいとのことでした。

更に、決算状況を踏まえた財政運営の是非を問う質疑に対しては、令和2年度はコロナ関連の交付金の影響により、自主財源と依存財源のバランスが崩れたが、コロナの影響を除いた場合でも自主財源が減少する傾向である。歳入については、主な一般財源ベースで対前年度比0.5%増加しているが、これ以上に大幅な増収は見込めない。一方、歳出については、実質単年度収入が2年連続で赤字となり、今後赤字解消に向けて計画的な財政運営を図っていく必要があるとのことでした。

その他、職員人事の方針、地区集会所設置のAEDの活用方法、自衛官募集事務委託の内容などについて質疑がありました。

健康福祉部関係では、緊急通報装置賃借委託料に関する質疑があり、現在、大阪ガスに業務委託し、45名の方が登録されている。令和2年度は5件の緊急通報を受けたほか、定期的なコールセンターから安否確認の電話も行っているとのことでした。

また、外出支援事業の内容を問う質疑に対しては、現在、桜草クラブと寿喜菜の会に公用車の貸出事業を実施している。桜草クラブは年間180回、寿喜菜の会は年間174回の利用実績があり、コロナ禍であっても通院や買物に使われるため、利用者数は減少していない。また、社会福祉協議会の車両をプラスワンサービスとして使用しており、年間738回の利用実績があったとのことでした。

更に、令和3年1月から、こども医療費助成制度の対象年齢を18歳まで拡大したことの効果を問う質疑においては、拡大前の令和2年1月から3月診療分と、拡大後の令和3年同期分の助成状況を比較した場合、拡大分だけで助成件数が823件、助成額は225万円程度の利用があり、新型コロナウイルス感染症の影響により、子ども全体では受診控えが見られる中、拡大分は多くの方が受診しているとのことでした。

その他、民生委員の委嘱状況、子ども虐待の通報件数、敬老祝い金の支給方法などについての質疑がありました。

まちづくり推進部関係では、太子・和みの広場に設置した「たいしくん像」の制作費に関する質疑があり、観光案内板の設置と併せて3基の像を制作した。観光案内板整備

委託料として1千617万円、うち1基当たり製作費は100万円程度であるとのことでした。

また、ごみ排出量の対前年度比100%となった理由を問う質疑に対しては、家庭用ごみのうち、燃えるごみは人口減少に伴い削減されたが、粗大ごみはコロナの影響と想像されるが、増加が40トン程度あったとのことでした。

更に、観光拠点整備用地として購入したものの、事業凍結による空き地となっている土地の活用方法を問う質疑に対しては、これまで灯路祭り中止による代替計画として、菊や灯籠の展示などを実施してきたが、あくまでも暫定的な措置であり、課題として受け止めている。草刈り等の維持管理を徹底しながら、引き続き活用方法を検討していきたいとのことでした。

また、コロナの影響を踏まえた観光拠点整備の方向性を問う質疑に対しては、現在、竹内街道交流館で観光・まちづくり協会を運営している中で、今後の社会情勢や観光・まちづくり協会会員の意見などを踏まえながら、観光拠点のあり方を検討していく必要があるとのことでした。

次に、普通河川の管理状況を問う質疑については、町で維持管理している善秀寺川、太井川、飛鳥川、唐川、山ノ谷川、浦ノ川の6河川については、平成30年度に策定した普通河川個別施設計画に基づき、順次改修しているとのことでした。

また、大阪版認定農業者支援事業の実施状況についての質疑では、本町スマート農業推進協議会による事業として、施設整備に係る経費の3分の1を補助しており、令和2年度はぶどうハウスの自動開閉機を設置した。ただし、本事業の活用には、大阪府が求める「3名以上での事業活用」の条件を満たす必要があり、町としても今後3名以上による希望があれば、本制度を活用していきたいとのことでした。

また、町道の老朽化対策を問う質疑に対しては、舗装の個別施策計画に基づき、まずは竹内街道を中心に改修を行い、その他の路線については、劣化度や地域特性、交通量などから優先順位を判定し、計画的に改修していく。停止線などの規制線は、大阪府公安委員会の管轄となるため、随時要望していくとのことでした。

その他、万葉の森維持管理状況、まちづくり観光協会職員の人件費、上ノ太子駅前の聖徳太子像の建立状況、道の駅の運営状況などについての質疑がありました。

教育委員会所管の関係では、GIGAスクール構想に伴う小中学校のネットワーク環境及びタブレット端末の整備状況に関する質疑があり、令和2年度末に整備が完了し、

令和3年4月から授業で使用しているとのことでした。

また、学校ICT化に伴う各家庭へのWi-Fi環境の整備方針を問う質疑に対しては、現在、補助金を活用したWi-Fiルーターの整備を検討するとともに、タブレット端末を家庭へ持ち帰る際のルールの作成や、各家庭におけるWi-Fi環境の整備状況の調査も実施しているとのことでした。

更に、入学祝い品贈呈事業及び新入学応援緊急給付金の内容を問う質疑に対しては、入学祝い品贈呈事業については、令和2年度4月1日を基準日として、新小学1年生1111人に対して図書カード5千円分を、新中学1年生132人に対しては図書カード1万円分を贈呈したものである。また、新入学応援緊急給付金については、令和3年4月1日を基準日として、新小学1年生108人、及び新中学1年生130人に対して、3万円を給付したものであるとのことでした。

その他、(仮称)生涯学習施設建設の進捗状況、聖火リレー関連の予算の執行状況、二子塚古墳整備の進捗状況、適応指導教室の在籍状況、図書館整備の方針などについての質疑がありました。

討論においては、反対、賛成、それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により、原案どおり認定することに決しました。

以上です。

○議長(村井浩二君) ただいま、決算常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(村井浩二君) ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

中村議員。

〔総務まちづくり常任委員長 中村直幸君 登壇〕

○総務まちづくり常任委員長(中村直幸君) 総務まちづくり常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

認定第3号、令和2年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について、及び認定第4号、令和2年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、全員異議なく原案どおり認定することと決しました。

認定第7号、令和2年度太子町下水道事業会計決算の認定については、審議において、南河内4市町村下水道事務広域化の効果を問う質疑があり、管路点検を合同入札とすることによるスケールメリットや、人口減少に伴う手数料収入の減少、老朽化施設の急増に伴う維持管理費や更新費用の増加、ベテラン職員の退職と組織体制の縮小による技術継承困難化といった課題を補完する場として、広域化協議会を有効活用しているとのことでした。

また、今後の企業債の発行見込みに関する質疑に対しては、企業債は昨年度をピークに減少していく予定であり、今後も起債額が増加しないよう、計画的に管路等の更新工事を行っていくとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり認定することに決しました。

議案第26号、太子町税条等中改正の件は、審議において、条例改正に伴う住民への影響を問う質疑があり、個人住民税の扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しに関しては、本町に居住する約50名の外国人労働者のうち、国外に30歳以上70歳未満の親族を扶養している方については、本改正による影響を受けることとなる。全員が事業所に勤務している方であることから、事業所を通して周知していくとのことでした。

なお、施行期日が令和6年1月1日である理由として、本改正は所得税と同内容の適用としており、所得税が令和5年1月1日施行、令和5年分以降の所得に適用する改正をされたことを受け、個人住民税においても同内容、同時期に適用するため、最短の施行期日として、令和6年1月1日としたものであるとのことでした。

また、セルフメディケーション税制については、全住民が従来 of 医療費控除で申告されており、セルフメディケーション税制で医療費控除を受けている方はないため、影響はないとのことでした。

更に、固定資産税の雨水貯留浸透施設の特例措置、通称わがまち特例に関しては、本町は特定都市河川指定地域ではないため、影響はないとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） ただいま、総務まちづくり常任委員長からの報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

山田議員。

〔福祉文教常任委員長 山田 強君 登壇〕

○福祉文教常任委員長（山田 強君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

認定第2号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、本町の保険料が大阪府内で11番目に高い理由を問う質疑があり、本町の被保険者の平均所得が比較的高水準であることが影響しているとのことでした。また、医療費が大阪府内で39番目と低い水準である理由としては、介護や健康増進部門と連携した保健事業の成果によるものと分析しているとのことでした。

また、保険料の収納率が上がった理由を問う質疑に対しては、主な理由として、保険医療課にコールセンターを設置し、滞納分のみならず、現年度分保険料に未納のある方に対しても、2か月に1回程度、納付勧奨の電話を行っていることが挙げられるとのことでした。

更に、一般会計から繰入金のうち、その他繰入金の内訳に対する質疑では、夏と冬の集団健診におけるがん検診のセット健診で、173万4千810円、保険料の町独自減免等に対する費用で200万円、地方単独事業実施に係る国庫負担金減額分で180万8千680円の繰入れを行っているとのことでした。

その中で、町独自減免等に係る200万円の繰入れの今後の考え方を問う質疑があり、令和6年度には、大阪府国民保険運営方針に基づき、保険料減免や一部負担金の減免、猶予基準などが府内統一基準となる。このため、保険料減免に充てている町独自の法定外繰入れを維持していくことは困難であるが、減免基準の後退とならないよう、内容等については大阪府に要望をしまいたいとのことでした。

その他、病院の利用状況、出産育児の一時金の支給状況、コロナによる減免状況、延滞金などについての質疑がありました。

討論においては、反対、賛成、それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により、原案どおり認定することに決しました。

認定第5号、令和2年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、審議

において、介護保険料の徴収率に関する質疑があり、特別徴収100%、普通徴収94.8%、滞納繰越分18.8%、全体として98.7%で、前年度より0.6%向上しているとのことでした。

また、コンビニ収納の実績を問う質疑に対しては、令和2年度は1千280件、合計839万6千250円をコンビニ窓口で収納しており、前年度比では206件、約91万円の増であるとのことでした。

更に、社会福祉協議会に委託してる事業を問う質疑では、サロン送迎委託料のほか、元気ぐんぐんトレーニングや高齢者交流サロン等の地域リハビリテーション活動支援事業委託料、また、生活支援コーディネーター委託料とのことでした。

また、災害時臨時特例補助金の内容を問う質疑に対して、本補助金はコロナの影響により収入が減少し、かつ所定の条件を満たした場合に減免を行うもので、令和2年度は4件の申請を受け付け、31万5千940円の補助金を交付したとのことでした。

その他、居宅介護住宅改修費の内容、基金への積立てなどについて質疑がありました。審議の結果、全員異議なく原案どおり認定することに決しました。

認定第6号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、住民1人当たりの医療費を問う質疑があり、1人当たり91万7千955円と大阪府内で最も低い水準である。その理由として、国民健康保険の場合と同様に、町の健康促進に関する取組の成果によるものと分析しているとのことでした。

また、コロナによる減免状況を問う質疑に対しては、平成31年度2名、令和2年度2名、今年度3名に係る保険料の減免を行った。なお、減免に係る補助金については、国から大阪府後期高齢者医療広域連合に交付されるとのことでした。

その他、月額保険料について、自己負担額の2割負担などについての質疑がありました。

討論においては、反対、賛成、それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案どおり認定することに決しました。

議案第28号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第29号、令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

請願第2号、「沖縄県戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋立に使用しないよう求める意見書」の提出を求める請願については、審議において、「あらゆる埋立に使用し

ない」という部分の意味を問う質疑があり、沖縄県に限定せず、日本各地にまだまだ埋まっている全ての遺骨を埋立てに使用しないという意味が込められているとのことでした。

審議の結果、全員異議なく採択することに決しました。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） ただいま、福祉文教常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

辻本 馨議員。

〔予算常任委員長 辻本 馨君 登壇〕

○予算常任委員長（辻本 馨君） 予算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第27号、令和3年度太子町一般会計補正予算（第7号）については、審議において、公共施設等総合管理計画策定業務委託料の具体的な内容に関する質疑があり、町として公共施設の総合的な老朽化対策に着手するに当たり、昨年度、各施設ごとに作成した個別施設管理計画を既存の総合管理計画に反映させるものであるとのことでした。また、そのうち公民館に関しては、（仮称）生涯学習施設の建設に伴い、除却予定であるとのことでした。

次に、事業者一時支援金の給付対象者に関する質疑に対しては、国及び大阪府の支援対象となる場合を除いて、平成31年もしくは令和2年と今年を比較して、売上げが15%以上50%未満減少した事業者が対象になるとのことでした。

更に、磯長小学校費にのみ、修学旅行参加者の中からコロナ感染者が発生した場合のキャンセル費用に係る保険料を計上している理由を問う質疑に対しては、磯長小学校が契約している旅行会社だけがコロナ保険を取り扱っているためであるとのことでした。

その他、公有施設における生理用品の配布について、学校主体のPCR検査の実施について、学校施設の消毒作業について、職員のワクチン接種率についてなどの質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） ただいま、予算常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、認定第1号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。西田議員。

○3番（西田いく子君） 認定第1号、令和2年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

令和2年度の一般会計の決算は、歳入総額70億4千742万2千767円、歳出総額69億7千934万5千809円、実質収支は5千444万6千円の黒字、単年度収支でも2千649万4千円の黒字決算になっています。

財政は厳しいといいますが、黒字決算であり、決算の数字には厳しさが表れていません。また、実質単年度収支が2年連続赤字といいますが、大きな事業を計画的に行った結果であり、当たり前の数字が出ています。

2019年11月末ごろに発生した新型コロナウイルス感染症は、いつ収束するのか先が見えない状況です。コロナ感染症が広がる中で、突然安倍首相が臨時休校を要請したことから、学校は2020年3月2日から、また、緊急事態宣言が令和2年4月7日から5月31日まで適用され、子どもたちや学校現場、家庭に甚大な影響を与えました。自粛や休業の長期化を強いられた中小零細業者、飲食店などの経営が悪化し、倒産も後を絶ちません。検査医療体制づくりでも、暮らしと営業の保証でも、政府の対策は全く不十分な上、実施も後手後手です。医療崩壊が起こっており、自宅待機を余儀なくされた新型コロナウイルス感染者の死亡が、高齢者だけでなく、若者にも広がっています。政府は、医療を守り、国民生活を支えるため、先手先手で十分な財政措置を即刻打ち出すべきです。

ところが、この間の政府のワクチンさえ打てば何とかかなるというコロナ対応で、ワクチン接種だけではコロナを抑え込むことはできないという科学的知見を無視し続けています。ワクチン接種と一体に、医療体制強化、大規模検査、十分な補償など、総合的対

策を講じてこそ、コロナを抑え込む道が開かれます。

ところが、政府はコロナ危機のさなかに、高齢者医療費2倍化法、病床削減推進法を強行いたしました。2021年の骨太の方針には、医療介護の一層の負担増、病床削減の推進、解雇自由な働かせ方の拡大など、弱肉強食、自己責任を押しつけの新自由主義を推進する姿勢を変えようとはしていません。

また、大阪府の悪政がコロナ対策に現れています。府は、コロナ関連事業として、2020年度に約1兆6千億円を超える補正予算を編成しましたが、うち実際に使ったのは約1兆1千750億円です。そのほとんどが交付金など、国の支出と預託金などで賄われており、府独自の支出は約22億円で、対策費全体の僅か0.2%しかありません。それでは、私たちの命も暮らしも守ることはできません。全国各地で新型コロナウイルスの新規感染者数が急増し、感染爆発、医療崩壊が深刻になっている今、国、大阪府、太子町に求められているのは、命を守ることを最優先にした対応です。

太子町では、4月に部長が不在になり、町長選挙が行われるなど、通常にない年度の始まりがあり、町政運営では大変な苦労があった1年間だったと思いますけれども、コロナ対策は待ったなしの課題でした。ところが、他自治体が、コロナ対策として全住民にマスクの配布や水道料金、給食費などの軽減、商品券などの給付事業をいち早く実施する中で、町長が就任後、真っ先に5月1日に臨時会を開いて議案として出してきたことは、町長の退職金カットと特別職の給与カットで、コロナ対策への予算はありませんでした。決算を見れば、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を使っただけのコロナ対策は、国からの交付金をいっぱい使っての対策はできませんでしたけれども、主要施策決算報告で、コロナ対策が最優先事項として取組を進めたとおっしゃっておられましたが、他自治体と比べて決まるまで時間がかかっており、住民さんからは、太子町は何もしていない、遅い、とのお叱りが多々届きました。住民さんの怒りはそのとおりで、コロナ対策費を予備費扱いにし、先延ばしで処理したことが証明されています。予備費扱いは、あまり良くないことだとお認めになっておりますので、今後こんなことはないと思いますけれども、命を守ることを最優先にした対応に遅れは許されません。国のコロナ対策費を待つのではなく、太子町の一般会計を使ってのコロナ対策があってもいいのではないのでしょうか。

2020年の日本の出生率は84万832人となり、過去最少を更新しました。5年連続の減少です。厚生労働省が発表しております、元々出産子育てを支える仕組みが立

ち後れているところに、コロナの影響が追い打ちをかけ、日本の少子化を加速化させています。若い世代が不安を抱え、子育てに希望を持ってない社会をそのままにはできません。コロナによる困難を打開する緊急対策と共に、安心して子育てできる環境整備をはじめ、抜本対策が必要です。

町長は、所信表明で、「活気あふれる子育てしやすい町」を掲げておられました。子どもの医療費助成を高校卒業まで引き上げたことは、長年私たち日本共産党の求めてきたことであり、評価しております。これにとどまらず、河南町のように、22歳までというのものもあるでしょうし、全国の6割を超える自治体が実施しているように、子どもの医療費無料化を進めるよう要望いたします。

学校給食費をコロナ対策として、令和2年度3か月分だけですが、無償にしました。町長の選挙公約には、ほかの町長候補の2人と大きく違ったことがありました。この点で、他候補は給食費助成でしたが、町長は無償だと公約しております。年間5千300万円あればできるとのこと。この公約に期待した子育て世代も多かったと思います。子育て支援がコロナ対策にもつながります。ぜひ、町の施策としての給食費無償化を早急に進めてください。

町長が代わったことによる施策の見直しや凍結で、生涯学習施設建設を待ち望んでいた文化連盟をはじめとする住民の皆さんや観光まちづくりの拠点整備を待ち望んでいた観光・まちづくり協会開発チームの皆さんを不安にさせました観光の拠点整備は、いまだ仮住まいで方向性を示せていません。公民館の建て替えは、これまでの公民館は無料だという考えを投げ捨て、受益者負担は当たり前だと、有料の貸館に変質させようとしています。これでは、住民とともに歩む住民本位の町政を推進するのではなく、住民を切り捨てる町政を推進することになるのではないのでしょうか。

介護保険では、3年が終わってみれば、1億4千371万1千円が取り過ぎた、もらい過ぎた保険料として残りました。コロナ禍の影響と介護予防に力を入れたことが影響し、利用料が減り、結果残ったということですが、令和3年度、この残ったお金の使い方が変質され、今まででしたら基金を全額保険料の引下げに使っておりましたが、これを中長期的に残そうという方向に、これも変質されております。

医療や介護、子育て、地域振興、社会教育や災害対策など、住民にとって最も身近な行政である地方自治体が、住民福祉の機関として果たす役割は、ますます重要になっています。大雨による災害やコロナ感染症など、危機管理能力の問われる厳しい状況が続

くことを覚悟し、一層の住民福祉向上のための町政運営を求めて、反対の討論といたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

山田議員。

○9番（山田 強君） 認定第1号、令和2年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

本決算は、歳入総額が70億4千742万3千円、歳出総額が69億7千934万6千円、実質収支は5千444万6千円の黒字決算となっています。

歳入では、町税のうち、市町村民税、固定資産税、軽自動車税については、ほぼ前年並みを収入できたものの、たばこ税の減収が影響した結果、町税全体としては5千644万6千円の減収となっています。しかし、国・府支出金や地方交付税の増収のほか、地方債と基金を活用するなど、財源の確保に努められています。

一方、歳出では、新型コロナウイルス感染症対策事業として特別定額給付金をはじめ、太子町版生活支援特別給付金や太子町版定額給付金、学校給食無償化など、町独自の施策も含め、幅広い分野で16億5千174万円を執行するほか、子ども医療費助成の対象年齢引き上げをはじめ、子ども子育て関連事業、高齢・障がい者福祉事業、健康づくり関連事業など、住民の皆様に身近なソフト事業も拡充しつつ、道路や河川など、インフラの改修、小中学校のGIGAネットワーク構想によるICT環境整備や教育施設への投資、安定的な学校給食の供給のためのボイラー等の更新工事など、安全安心のまちづくりや学校教育の充実も推進されています。さらに、住民ニーズの高い地域公共交通事業については、2年度事業分として5千715万9千円を投じ、実証運行がスタートしたところです。また、聖徳太子没後1400年事業への取組や生涯学習施設の工事着手など、限られた財源の中、困難な行政課題、多様化する行政需要に対応されたことは、一定評価できるものと考えます。

今年度においても、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を要する状況ではありますが、町の収入を見誤ることなく、少子高齢化の人口減少社会に対応した財政基盤の構築と住民誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりに努められることを要望して、賛成討論といたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第1号を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（村井浩二君） 起立7名、反対2名。起立多数でございます。よって、認定第1号、令和2年度太子町一般会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第2号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。西田議員。

○3番（西田いく子君） 認定第2号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

令和2年度の国民健康保険特別会計の決算は、歳入総額14億1千763万66円、歳出総額14億354万1千374円、歳入歳出差引額、実質収支とも1千408万8千692円の黒字決算であり、年度末の基金残高は8千981万7千505円となっています。

新型コロナ感染で、生活が深刻な中、高過ぎる国民健康保険料が負担能力の限界をはるかに超え、住民の暮らしを圧迫しています。国保の加入世帯主は、非正規雇用の労働者や年金生活の高齢者が大半を占め、1世帯当たり平均所得は2017年度調べで、年136万円に過ぎません。更なる値上げは、住民の健康と暮らしを破壊します。

大阪府では、2019年度に全国最多の90.7%の市町村が値上げをし、2020年度も90.7%が値上げとなり、府内全43市町村では平均2万3千円値上げされました。国は、2020年4月から独自の公費繰入れで国保料軽減を続ける市区町村に対し、保険者努力支援制度の交付金を減らすペナルティ措置を導入し、値上げへの圧力を強めています。また、国民健康保険の都道府県運営方針に、法定外繰入れの対象、保険料水準の統一を記載させ、国保料値上げ圧力を法定化しようとしています。

国保加入者は、被用者保険より極めて高い保険料負担を強いられてきました。だからこそ、国民皆保険の最後のとりでとして、自治体は負担軽減策や法定外の繰入れで値上げを抑える努力をしてきました。それを国が禁じれば、保険料は更に高騰し、現役世代を含めた住民の命と健康、暮らしを脅かすことは必至です。

しかし、国保の都道府県化の下でも、法令上、標準保険料率は参考値に過ぎず、自治体に従う義務はありません。自治体の判断によって、国や都道府県の圧力をはねのけ、一般会計繰入れによる国保料の負担抑制や自治体独自の保険料減免を維持、拡充することは可能です。全国知事会、全国市長会、全国町村会など、地方団体は、今の国保制度には被保険者の所得水準が低く、保険料の負担率が高いという構造問題があることを強調し、その解決のために抜本的な公費投入増による保険料引下げを国に求め続けています。

日本共産党は、コロナ禍で経済が急速に冷え込む中、国保料の緊急減免を求めてきました。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う政府の緊急経済対策に収入が減少した世帯への国民健康保険料の免除等を行うことが盛り込まれたのは、市民の運動と結んだ国会での論戦の成果です。この緊急経済対策は、2021年度も継続され、太子町でも免除になっている方がいらっしゃいます。また、長年国保の均等割りは、所得のない子どもも含め、国保に加入する全ての家族に係る人頭税のような仕組みで、子どもの貧困対策にも子育て支援にも逆行するものだから、子どもの均等割りはなくしてほしい。これを国に要求してきたことで、国はようやく来年度から子どもの均等割りの負担軽減を始める方針です。小学校入学前の子どもに限って半額にするだけですし、全額国負担ではなく、自治体にも負担させるという不十分さは残っていますが、一步前進しています。

国保の都道府県化に突き進むことで、毎年保険料の値上げが繰り返されていますが、法令上、標準保険料率は参考値に過ぎず、自治体に従う義務はありません。国保の都道府県化が実施された後も、地方自治の原則に基づいて、自治体の判断で公費繰入れができることは厚労省が度々答弁しています。そもそも地方自治体が条例予算で住民の福祉のための施策を行うことを国が禁止したり廃止を強制したりすることは、憲法92条の地方自治の本旨、94条の条例制定権を侵すものです。

太子町は、令和6年度からの保険料統一に向けて毎年のように保険料が値上げされています。それでも、大阪府から示される統一保険料率に一気に合わせるのではなく、少しでも値上げ幅を抑えようと、町独自財源である国民健康保険財政調整基金を活用しています。加えて、太子町の独自減免、200万円は決して大きな額ではありませんけれども、住民の暮らしを守るために続けている大切な思いのこもった一般会計からの繰入れです。統一されても継続することを望みますし、国に対して独自減免を認めるよう求めてください。コロナ禍で令和6年の府内統一を延期するよう求める自治体も生まれて

います。住民の命と暮らしを守る住民福祉の増進に努めなければならない太子町として、国や大阪府に国保料引下げのための財政支援を求めてください。

太子町としても高過ぎる国民健康保険料を引き下げよう求めまして、反対の討論といたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

討論を許します。辻本 馨議員。

○6番（辻本 馨君） 認定第2号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で意見を述べます。

新型コロナウイルス感染症の勢いが収まらず、現在も緊急事態宣言が引き続き発令されている状況ですが、令和2年度決算では、その影響が色濃く表れていると考えています。中でも、昨年からの新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、医療機関を受診することによる感染リスクを回避するための受診控えが見られた結果、歳出では保険給付費等が減少しており、それに伴う財源である府支出金も減少したことから、国民健康保険特別会計の規模は、歳入歳出共に大幅な減少となっております。

また、歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少した方を対象に保険料の減免を行ったほか、国保財政調整基金の活用により、保険料の上昇を抑制するなど、被保険者の負担に配慮した施策を行っています。更に、国庫支出金や府支出金の適正な活用を行うと共に、保険料では未納者を出さないよう、被保険者に対して早期よりきめ細かな対応を行うことで、収納率向上にも努め、国保事業の運営に必要な財源確保に努められていると考えます。

一方、歳出におきましては、受診控えや出生率の低下などにより、保険給付費が大きく減少するなど、新型コロナウイルス感染症の影響が見られる状況においても、感染防止対策を徹底しながら、昨年と同様に夏と冬の年2回の集団健診を実施するなど、保健事業の充実にも努めています。

このような状況の下での令和2年度決算は、現在の少子高齢化や社会保障制度を取り巻く環境の変化で、被保険者の多くが年金生活者、所得の低い被保険者が占める状況の中、国・府の支出金や国保の財政調整基金の活用などにより、柔軟かつ適正な財政運営を行った結果であり、一定の評価ができるものと考えます。

今後においては、令和6年度の統一を見据え、国や府の動向を注視し、本町の状況を府に発信するとともに、被保険者にとって公平公正な国民健康保険事業となるよう、な

お一層尽力を尽くされますよう要望し、本決算の賛成討論といたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第2号を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（村井浩二君） 起立7名、反対2名。起立多数でございます。よって、認定第2号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第3号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第3号を委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、認定第3号、令和2年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第4号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第4号を委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、認定第4号、令和2年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第5号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第5号を委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、認定第5号、令和2年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第6号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。藤井議員。

○4番（藤井千代美君） 認定第6号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

令和2年度の後期高齢者医療特別会計の決算は、歳入総額で2億2千551万5千242円、歳出総額で2億1千853万3千399円、歳入歳出差引額、実質収支とともに698万1千843円の黒字決算になっています。

65歳以上の介護保険料は、この4月から全国平均で基準額が月6千円を超えました。太子町でも6千480円で、2000年の制度発足時は2千925円でしたから、約2.2倍にも引き上げられています。75歳以上の医療保険料も改定の度、上昇しており、2020年度、2021年度の被保険者1人当たり平均保険料月額7千667円です。介護保険料を払い、後期高齢者医療保険料を払えば、残った年金はあと僅か。その年金が上がりなくとも、せめて同額であるならばまだしも、年々下がっていく状況で、6割近くの方が減免制度を受けている収入で、高齢者の負担は限界です。

ところが、これで高齢者いじめが終わる訳ではありません。75歳以上の後期高齢者医療制度の窓口負担は、2008年の制度開始以来、現役世代並みの所得のある一部の人を省いて1割が原則ですが、政府は来年10月から1割を負担する人のうち、年金などの収入が単身で200万円、夫婦2人なら320万円以上などの条件を満たす約370万人について、2割に引き上げる法律を強行しました。負担能力のある人に負担してもらおうと言いますが、太子町でも59.7%、約6割の方が何らかの保険料軽減を受

けている状況で、年金しか収入のない高齢者に負担を求めることが間違っています。収入が限られ、病気やけがの頻度が多い高齢者にとって、1割負担も決して軽くありません。今でも、経済的理由で受診をためらう高齢者が少なくない中で、2倍化の深刻な影響は計り知れません。

政府は、2割負担による受診抑制で医療給付費が1千50億円減ると試算しています。高齢者にとって、通院や薬を減らすことは、病状悪化に直結します。必要な医療が受けられなくなることを前提にした負担増は許されません。2割負担導入は断固撤回すべきです。

政府は、同時に現役世代の保険料負担の軽減を強調します。しかし、現役世代の負担軽減額は、1人当たりたった月約30円です。最も削減されるのは、国・自治体の公費1千140億円で、公的な社会保障費の削減を推進するものです。国に求められているのは、何より減らしてきた高齢者医療の国庫負担割合を元に戻すことです。厚労大臣は、現役世代の負担軽減策を問われ、安定的な制度にするには、弥縫策では難しいと答えました。2割負担、3割負担の対象拡大を含め、限らない負担増と給付抑制を宣言するものです。

高齢者の医療費窓口負担増だけにとどまりません。財務省の諮問機関、財政制度等審議会は、75歳以上の窓口負担の2倍化の意義を強調するとともに、今回の患者負担割合の見直しを踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を原則2割とすることや、2割負担の対象範囲の拡大を図ることの検討を要求してきました。2倍化法案を突破口に、最後の負担増も推進しようと企てています。コロナ禍でも大儲けしている大企業や富裕層に応分の負担を求め、社会保障財源を拡充し、国民が安心できる福祉制度の拡充、医療、介護の制度にすることが急務です。

高齢者に負担を押しつける世界でも例を見ない高齢者いじめの後期高齢者医療制度の廃止を求めて、反対の討論とします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

討論を許します。辻本博之議員。

○5番（辻本博之君） 認定第6号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別決算認定について、賛成の立場で意見を述べます。

少子高齢化が急速に進展し、生産年齢である現役世代が減少している中で、後期高齢者医療制度は、負担と供給のバランスを取りながら、必要に応じて制度の見直しをして

いるものの、今後においても様々な改正が見込まれるなど、取り組むべき課題は山積していると思われまふ。また、これからの人口構成も踏まえ、世代間の負担の公平化を図るなど、全ての世代の方々に理解が得られる持続可能な社会保障制度として、次世代に引き継ぐことが求められています。本年6月には、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、今後、負担能力のある方には、相応の負担をいただくなど、必要な見直しが行われる予定です。

本町の令和2年度予算の執行は、これら後期高齢者医療制度の趣旨に則り、全般にわたり適切な事業運営をされており、一定評価ができるものと考えます。

引き続き、大阪府の後期高齢者医療広域連合と連携を密にし、制度の円滑な運営を続けることを要望いたしまして、本決算の賛成討論といたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第6号を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（村井浩二君） 起立7名、反対2名。起立多数でございます。よって、認定第6号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第7号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第7号を委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、認定第7号、令和2年度太子町下水道事業会計決算の認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第26号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第26号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号、太子町税条例等
中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第27号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第27号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号、令和3年度太子
町一般会計補正予算（第7号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第28号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第28号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号、令和3年度太子
町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第29号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第29号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号、令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決されました。

次に、請願第2号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

請願第2号を委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、請願第2号、「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋立に使用しないよう求める意見書」の提出を求める請願は、採択となりました。

○議長（村井浩二君） 次に、日程第13、意見書案第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書、これを議題といたします。

本件について、提案理由と内容の説明を求めます。

森田議員。

○8番（森田忠彦君） 意見書案第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提案理由及び内容の説明を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異型の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活に不安が続いている中で、地方財政は来年においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

また、地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会への実現と共に、財政需要の増嵩が見込める社会保障等への対応に迫られております。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方税財源と地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めていくことが不可欠であります。

よって、国において、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、別紙意見書案に記載の5項目を確実に実現されるよう強く要望するという意見書を、地方自治法第99条の規定に基づき、内閣総理大臣のほか、関係各大臣宛てに提出するものであります。

なお、本意見書の提出は、全国町村議長会から依頼により、全国的に取り組んでいるものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、本議案の提出理由及び内容の説明とさせていただきます。

○議長（村井浩二君） ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

意見書案第2号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

意見書案第2号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立8名・反対1名〕

○議長（村井浩二君） 起立8名、反対1名。起立多数でございます。よって、意見書案第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書は、原案どおり可決することに決しました。

○議長（村井浩二君） 日程第14、閉会中の継続審査の申し出について、これを議題といたします。

お手元に配布してありますとおり、議会運営委員長、広報特別委員長、生涯学習施設建設調査特別委員長及び観光拠点整備特別委員長から会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

去る1日に開会して以来、本日まで22日間、提出されました議案につきまして慎重にご審議いただき、厚く御礼申し上げます。

理事者各位におかれましては、本会議あるいは委員会における各議員からのご指摘並びにご意見を尊重していただき、事務執行に反映されますよう、要望いたします。

それでは、これをもちまして、令和3年第3回太子町議会定例会を閉会いたします。

（午前10時53分 閉会）

○議長（村井浩二君） 閉会に当たりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和3年第3回定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

去る1日に開会以来、議員の皆様におかれましては、本会議並びに委員会におきまして、慎重なご審議を賜り、おかげをもちまして、提出いたしました全ての案件につきまして原案どおり認定、議決並びに同意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会中に議員の皆様からいただきましたご意見等を十分に踏まえながら、町政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症関連に関して、数点ご報告をいたします。

はじめに、竹内街道灯路祭りや文化祭をはじめとする本町のシティセールスや活性化において重要な秋のイベントについてでございますが、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、昨年引き続き、やむを得ず中止することとなっております。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種の状況についてでございます。富田林医師

会様のご協力の下、鋭意進めてまいりました。また、9月からは河南町及び千早赤阪村とで12歳から15歳の方や2回接種が完了されていない方で、接種を希望される方を対象に、引き続き予約の受付及び接種を行っているところでございます。本町では、万葉ホールを会場として、既に9月に3回実施し、10月にも1回、集団接種の予定をしております。今後も、富田林医師会並びに河南町及び千早赤阪村と連携、協力し、接種を希望される方ができるだけ早期に接種を受けられるよう努めてまいります。

最後になりますが、現在、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が継続中であり、いまだ予断を許さない状況であるとともに、台風などの自然災害にも十分注意が必要でございます。また、今秋は衆議院議員選挙が実施される予定であり、(仮称)生涯学習施設の工事中ではありますが、スムーズな実施に向けて準備を進めさせていただいております。引き続き、新型コロナワクチン接種や感染拡大防止対策を進めながら、併せてこれらへの対応が必要となりますが、私が先頭に立ち、職員一丸となって住民の皆様が安心して日常生活を送れるよう、しっかりと対応に当たっていく所存でございますので、引き続き、ご理解、ご協力をいただきますよう、お願いを申し上げます。

これからの季節、朝夕はしのぎやすくなってまいりますが、まだまだ残暑が続いております。議員の皆様はじめ、住民の方々におかれましては、お体には十分留意され、ますますご活躍いただきますよう、ご祈念を申し上げます、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○議長（村井浩二君） 本日はどうもご苦労さまでございました。これにて閉会といたします。

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長 村 井 浩 二

太子町議会議員 斧 田 秀 明

太子町議会議員 建 石 良 明